

平成27年第1回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年3月11日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	

欠席議員（1名）

20番 稲岡正一

会議録署名議員

7番 吉田 稔	8番 森本節弘
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 黒石康夫
政策監 藤井正助	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 川井剛	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	庁舎建設局長 出口芳博
教育次長 吉田一夫	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三木利彦	健康福祉部次長 高島輝人
産業経済部次長 妹尾明	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 七條和子	土成支所長 新見正美
阿波支所長 宮本哲男	会計管理者 坂東重夫
財政課長 石川久	水道課長 大川広幸

農業委員会局長 高 橋 弘 一

監査事務局長 秋 山 雅 彦

職務のため出席したものの職氏名

議会議務局長 姫 田 均

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は18名で定足数に達しており、議会は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（木村松雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

まず最初に、1番谷美知代さんの一般質問を許可いたします。

谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） 1番谷美知代、議長の許可をいただきましたので、質問させ  
ていただきます。

改めまして、皆さんおはようございます。

新庁舎での議会が開催され、身の引き締まる思いでこの場に立たせていただいております。

では、質問に入らせていただきます。

私の質問は、子宮頸がん検診について、受診率の向上に向けた取り組みと併用検査の導  
入についてと、地域ケアシステムについて、阿波市の自主性、主体性についてと、認知  
症者数の推計、策定委員の状況を質問させていただきます。

では初めに、子宮頸がん対策について。

子宮頸がんは、乳がんに次いで発症率が高く、特に20歳から30歳代の若い女性が大  
変な勢いで増加中です。子宮頸がんは、子宮の入り口にできるがんで、ヒトパピローマウ  
イルス、HPVというウイルス感染が原因で引き起こされます。HPVは、性経験がある  
女性であれば誰でも感染するくらいのありふれたウイルスで、感染しても一時的で、その  
人の免疫力によって体内から排除されます。しかし、10人に1人ぐらいは排除されず  
に、まれに感染が長期化することから、数年から10年以上かけて異形成と呼ばれる前が  
ん状態から子宮頸がんへと進行することがあります。日本で年間約2万人が罹患し、約  
3,500人も女性が死亡、1年間に手術を受けている女性は約1万9,000人と推

計されています。しかし、まだ認識が低く、日本における検診率は先進国の中では最低のラインであり、日本の女性にとっての危険性は他人事です。近年は、特に初体験の年齢が昔より下がっている分だけ、20歳代から30歳代の感染率がふえ、さらに晩婚化が進む中、子どもを産む前のがんになり、子宮を失ってしまう女性はおよそ、1,000人とも言われています。

では、なぜ子宮頸がんの検診が重要であるかという点、子宮頸がんはほかのがんと違い、早く見つけば治る病気です。長い年月をかけて進行するので、初期の段階で発見することがとっても重要で、少なくとも2年に1度定期的に子宮頸がん検診を受けていれば、異形成がんに行進する前に発見することが可能であり、効果的には子宮頸がんの予防につながります。HPVには、100種類以上のタイプが存在し、子宮頸がんに関係するHPVは主に14種類のハイリスク型HPVと呼ばれるウイルスで、その中でも特にHPV16型、18型が子宮頸がんに進展する可能性が高く、感染した後の進展スピードが速いと言われています。HPV16型ががんへ進行する確率は、10年で17.2%、18型で13.6%、ハイリスク型に感染していない場合は、ほぼゼロ%です。従来一般的に行っている子宮がん検診は、細胞診という検査が行われます。細胞を採取し、顕微鏡で細胞の形を見て、細胞がどのような状態かを推定した病変の分類法で報告されます。主に20歳以上の女性全員に周知し、個人で受診するシステムと移動型の車で行う集団検診とがあります。

最近では、ウイルス感染を調べるHPV検査があり、この検査は採取した細胞にHPVが感染しているかどうかを調べます。感染していれば陽性、感染していなければ陰性と診断されます。従来の細胞診にHPV検査を加えることによって検診の精度が上がり、前がん病変を確実に発見するため、子宮頸がんをほぼ100%予防することが可能になります。細胞診が陰性であっても、発がん性HPVが陽性の場合にはがんに進展する可能性があるので、毎年検診し、細胞診とHPV検査がどちらも陰性であれば、がんに進展する可能性が極めて低いため、毎年検診する必要はなく、受診者の約8割の方が3年間隔となり、65歳以上の女性では、検査の結果がどちらも陰性の場合、検診の必要はなく、結果的には検診の費用の削減と医療費の削減につながると考えられます。

参考例として、島根県の出雲市の併用検査の導入結果をご紹介します。

平成17年からHPV併用検査を行っており、今年で6年が経過しておりますが、平成26年6月の結果となりますが、若年層の検診受診者数が1.5倍、中等度異形成異常の

検出が2.2倍、市町村の検診助成費用30%カットという結果でありました。日本の市町村数は1,790で、約120の自治体が併用検査を開始しておりますが、全体の6.7%と、まだまだ低い状態であり、徳島県ではHPV導入している自治体は1自治体しかありません。現在のところは、厚生労働省が対策型検診として併用検査を承認していないため、普及しているわけではありませんが、地方自治体では徐々に普及しつつあります。最終的には、市町村長の判断でその地域では細胞診のみ行われるか、併用検査が行われるかが決まります。25年度阿波市の対象者は1万682人で、従来の検診の受診率は14.9%と低い状態ですが、今後受診率の向上に向けた取り組みをどのように行っていくと考えているのか、お聞かせください。

また、併用検査の導入をどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 皆さんおはようございます。

それでは、谷議員の一般質問にお答えしたいと思います。

子宮頸がんの検診は、子宮頸部の細胞を綿棒などで軽くこすって細胞診断をする検診で、20歳以上の女性を対象に、隔年検査を実施しております。最近では、比較的若い年齢層にも子宮頸がんが見られるようになりました。平成21年から25年までの5年間は、国の補助事業として、がん検診推進事業が始まり、20歳から40歳まで5歳ごとの節目に無料受診券を配布し、事業を実施してきました。平成26年度には、国の制度改正により、働く世代の女性の支援のためのがん検診推進事業と変わり、20歳の方と平成21年から無料受診券の配布を受けながら受診されていない方が対象となり、無料受診券を配布いたしました。この検診は、無料受診券の対象者以外の方でも20歳以上の女性の方であれば市が医療機関と委託契約をしている検診委託金額の約2割程度の自己負担が必要となりますが、受診することができます。

また、子宮頸がんの受診率についてですが、平成25年度の実績で申し上げますと、20歳以上の全対象者の子宮頸がんの受診率は14.9%です。無料受診券対象年齢層の20歳から40歳までの受診率の平均は46.2%、40歳以上の受診率の平均は10%の状況であります。

議員ご質問の1点目の受診率向上のための取り組みについてであります。全世帯でお知らせできるよう、毎年広報阿波4月号に、検診カレンダーの折り込みを入れたり、5月には世帯ごとに目のとりやすい黄色の封筒で各種検診の予定表の申込書をお送りしてい

ます。また、無料受診券の対象者の方には、6月に個人通知を行い、12月末には未受診者の方を抽出して、受診勧奨のはがきをお送りしております。さらには、検診の始まる7月以降には、広報阿波やケーブルテレビによる周知や小学校、中学校の参観日や文化祭、オープンスクールなどのイベント時に出向き、検診についての資料展や受診勧奨チラシの配布を行っています。その他、市職員やヘルスマイト、健康づくり推進委員や国保運営委員にも受診勧奨を進めていただいて受診率の向上に努めています。今後も創意工夫を凝らしながら、受診率のアップにつなげていきたいと考えています。

また、現在実施しているがん検診は、現段階では異常でない方と多少でも異常の可能性が疑われる方を見きわめる、ふるい分けによるスクリーニング検査となっています。スクリーニング検査で要精密と判定された方全員に、精密検査を受けていただくよう連絡しております。平成25年度において精密検査が必要な方で検査を受けられた方の割合は75%でした。今後は、受診率の向上とあわせて、精密検診が必要な方への受診勧奨にも一層取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目のご質問の子宮頸がん検診にHPV検診の併用検査導入についてですが、平成24年度から子宮頸がん検診1次検診票にHPV検査の項目が追加されています。HPV検査は、議員ご指摘のとおり、現在行われている子宮頸がん検診の細胞検査よりも前がん病変をより早く発見できると言われています。子宮頸がん検診の細胞診検査は、先ほども申し上げましたが、無料受診券対象者には市から費用補助がありますが、HPV検査は自費で5,000円から1万円程度の検査費用がかかります。現在県内でHPV検査の費用助成を実施している市町村は1カ所であります。平成26年から国による子宮頸がん検診における細胞診とHPV検査併用の有効性に関する研究が始まっております。今後は、研究の成果を見つつ、まずHPV検査の周知のほうから入っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代君） 今後こういった状況から、HPV検査の正しい知識と市民への情報提供、効率性や有効性のある検診体制の整備を行い、受診率を向上し、一人でも多くの女性ががんを早期に発見でき、がんに苦しまないように必要な施策を講じながら、医療費が削減できるような取り組みにつなげていけるよう要望いたします。

続きまして、2つ目の質問で、前回にも質問させていただきました地域包括ケアシステ

ムについてですが、阿波市の介護保険事業計画の第1章第6節、介護保険改正の主な内容についてですが、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特徴、特性に応じて作り上げていくことが必要とありますが、阿波市の自主性や主体性をどのように捉えているのかをお答えください。

また、サービスの充実として4点、1点目在宅医療、介護連携の推進、2点目認知症施策の推進、3点目地域ケア会議の推進、4点目生活支援サービスの充実強化とありますが、中でも認知症施策の推進で大きな役割を担っていくサービスは、地域密着型サービスではないかと考えていますが、第5期のグループホーム利用者数の平均が1,610人で、第6期の見込み者数の平均が1,632人となっていますが、認知症者数を考えていくと、今の段階では目まぐるしい増加はないように思われますが、今後ますます増加していくであろう認知症者に対しての具体的な対応策をお聞かせください。

3点目に、介護保険事業計画など大きな役割を担っている介護保険策定委員ですが、平成12年に介護保険のサービスがスタートし、策定委員も同時にスタートしております。今年度見直しと評価を行うべきであります。最近では介護保険事業者は民間経営者もふえてきており、さまざまなサービスが行われるようになってきました。今後ますますそういった民間の経営者もふえてくると同時に、地域包括ケアシステム構築に向け、地域密着型サービスなどが大きな役割を持つようになってくる中で、民間の経営者や地域密着型サービス事業者の関係者からの意見も重要になってくると思われませんが、委員のメンバーの見直しを行い、多様化してくる状況も踏まえ、多岐にわたっての意見の収集も必要になってくると思われませんが、現在のところは民間の経営者や地域密着型の関係者の参加がないように思いますが、どのようにお考えなのかをご意見をお聞かせください。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） それでは、谷議員の2点目、地域包括ケアシステムについてということで3点ほどお伺いしております。

1項目めとして、阿波市の自主性や主体性についてということ、また認知症者の推計等について、また策定委員の状況についてということでお伺いしております。

まず、地域包括支援システムについては、まず1点目の阿波市の自主性、主体性についてでございますが、地域包括ケアシステムを構築していく中では、本人や家族の事情はもちろん、共助である地域の力が重要になってまいります。阿波市は、都会に比べてまだまだ地域の交流はありますが、独居高齢者や高齢者世帯及び認知症高齢者の増加に伴い、住



みなれた地域で生活していくためには、公的サービスだけではなく、地域での見守りや支援がさらに必要になってまいります。そのために、今後地域での現状や課題について、地域ケア会議を推進し、市民、関係者の方々のご意見も反映しながら、介護保険でできることや地域でできることなどを整理し、民生委員を初めボランティア団体、NPO法人、介護サービス事業者や医療機関との連携を図りながら、阿波市における地域の自主性や主体性を図り、高齢者を地域で支える仕組みづくりの構築をしていきたいと考えております。

2点目に、認知症者数の推計についてでございますが、2012年における国の推計によりますと、高齢者の15%、7人に1人が認知症と言われております。平成26年10月1日現在の阿波市の高齢者人口1万2,332人に置きかえますと、1,850人が認知症ということになります。平成26年3月31日現在の要支援、要介護認定者2,603人の中で、認知症日常生活自立度がⅡa以上で認知症が認められる高齢者数は1,657人となっております。2025年には、国の推計では高齢者人口の19%、5人に1人が認知症になるとされており、それに当てはめると、阿波市の2025年の高齢者推計人口1万2,843人のうち約2,440人が認知症となると推計されます。これらの状況を踏まえまして、平成27年度中には、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症相談の体制づくりに努めてまいります。また、認知症初期集中支援チームを設置することにより、早期診断や早期に対応を図り、治療につなげ、適切な対応により、認知症の進行をおくらせ、また必要な介護サービスの導入により、住みなれた地域へ長く生活できるような支援体制づくりに努めてまいります。

さらに、見守り体制づくりとしましては、今年度、特に認知症サポーター養成を推進しております。現在の認知症サポーター数は385名となっております。今後も認知症についての理解を深め、認知症になっても住みやすい阿波市を目指してまいりたいと考えております。認知症予防としましては、糖尿病などの生活習慣病が危険因子となるため、今後発症予防についても積極的な取り組みが必要であると考えているところでございます。

続きまして3点目、策定委員の状況につきましては、策定委員会要綱に基づき、学識経験者、保健医療・福祉関係者、被保険者、費用負担関係者、高齢者問題並びに介護問題に関心を持つ住民、市の代表者等の中から市長が策定委員を委嘱しています。しかし、地域包括ケアシステムをつくり上げていく段階では、医療と介護の連携が必要であり、多職種、各介護サービス事業者との連携を図るため、関係事業所等の部会を立ち上げてそれぞれの課題を検討し、意見をまとめることが必要であると思っております。

以上のことから、次期計画策定委員会の選任については、部会等の意見を集約するためにはどうしたらよいかということも視野に入れ、今後検討していきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） 平成12年に介護保険制度が創設され、今年で15年が経過しますが、平成18年には介護保険の改定により、予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設が行われ、平成24年には地域包括ケアシステムなど、新たなサービス体系の導入が進められてきており、介護保険法が大きく改定されてきております。また、この4月からは、特別養護老人ホームへの入居できる方が要介護3以上になり、軽度の認知症者高齢者が不安なく住みなれた地域で過ごしていけるよう、早急な対応が必要であり、近隣の市町村の意見や動向を見ながら、前例がないとかではなく、阿波市の自主性や主体性を柱に、阿波市ならではの計画がなされることを強く期待いたし、第7期の介護保険事業計画にはきちんとした具体策を盛り込めるよう、しっかりとした計画を策定できるよう強く要望いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（木村松雄君） これで、1番谷美知代さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

3番川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 議長の許可をいただきましたので、3番川人敏男、一般質問をさせていただきます。

早速第1問目の質問に入ります。

1点目は、阿波市は合併以後10年の節目を経過し、昨年12月には新庁舎が落成し、さらに交流防災拠点施設アエルワも完成し、一区切りついたところですが、この10年を振り返って総括していただきたい。

2点目は、阿波市はご承知のように、人口減少と高齢化、さらに地方交付税の減額等に

よる財政の窮迫化に直面しています。このような厳しい現実の中で、次の10年に向けての阿波市の課題と取り組みをどう考えていますか。

以上、2点を政策監にお伺いします。

○議長（木村松雄君） 藤井政策監。

○政策監（藤井正助君） 川人議員のこの10年を振り返っての総括と次の10年に向けての課題と取り組みについて、あわせてお答え申し上げます。

初めに、阿波市は郡を越えた4町が平成17年4月1日に合併して誕生したまちでございまして、今月末で10年目を迎えます。合併直後は、新市の基礎をつくることが最大の課題であり、まず地域の一体的整備を進め、重点施策に効率的投資を図りながら、地方自治法に規定されている最少の経費で最大の効果が上げられるようにしなければならないことを最も重視して、新市としての一体感の醸成と行財政基盤の強化等を推進してまいりました。

川人議員ご承知のとおり、本市は財政基盤が脆弱でありました。市税等の自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼る財政構造となっていることから、合併特例債など合併市町村へのさまざまな財政支援措置を有効活用しながら、合併前の旧町が実施していたサービスが低下しないよう配慮をしてまいりました。新市のまちづくりの推進に当たっては、新市まちづくり計画や阿波市第1次総合計画を基本としながら、行財政改革大綱並びに集中改革プランの着実な実行により、人件費や補助金の削減並びに指定管理者制度の導入や民間委託、民間移譲により、費用対効果を上げることによる一般財源の確保と民間のノウハウを活用した市民サービスの向上に心がけてまいりました。その代表的なものが養護老人ホーム吉田荘の民間移譲とケーブルテレビ施設、図書館4館の指定管理者制度導入であります。

老人ホーム吉田荘は、合併前の阿波町が故吉田義太郎氏の寄附金と国庫補助金等を財源にして、昭和49年度に竣工して以来約35年間、地域の老人福祉向上に寄与してまいりましたが、施設の老朽化の進行や三位一体の改革による国庫補助金の廃止、民間活力を導入してさらなるサービス向上を図ることを目的に、平成22年4月に民間移譲を行った結果、年間約3,300万円の財政効果を生んでおります。また、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上を図る目的で導入した指定管理者制度では、主なものとして、平成22年度に導入したケーブルテレビ施設では年間約2,000万円、図書館施設で年間約5,700万円の財政効果を生んでおります。

次に、重点事業について説明させていただきます。

まず最初に、ケーブルテレビ整備事業についてであります。

ケーブルテレビ施設につきましては、土成町、市場町には合併前に整備されていましたが、吉野町、阿波町は未整備でありました。市の一体感を醸成する観点から、平成17年度より3カ年で実施した結果、現在、全世帯の93%の方に加入していただき、市政の情報や自主放送のほか、地上デジタル放送など、最新技術によりお届けをしております。

次に、学校施設の耐震化事業及び大規模改修事業についてであります。

本市では、学校施設は児童・生徒の学習の場、また阿波市の将来を担う子どもたちの命を預かる場所であるとともに、非常時には地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であると考えております。こういう考えのもと、小・中学校校舎並びに屋内運動場の耐震化及び大規模改修工事を平成18年度から計画的に実施しました。今年度実施の阿波中学校技術室の解体工事をもって市内14小・中学校の耐震化及び大規模改修工事が全て完了いたしました。これにより、耐震化率100%を達成いたしました。

次に、幼保連携型認定こども園の建設事業についてであります。

就学前の子どもに対するいろいろな教育、保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供するため、平成24年、25年度に、八幡地区幼保連携施設整備事業を、また平成25年、26年度に、一条地区幼保連携施設整備事業を実施いたしました。本年4月1日より、幼稚園と保育所の両方の機能と特徴をあわせ持つ幼保連携型認定こども園を八幡、一条、土成中央の3施設で供用を開始いたします。

次に、新庁舎及び交流防災拠点施設についてであります。

本来、市庁舎は1カ所に統合すべきものであり、分庁方式によって機能が分散配置されていることは、市民の皆様にご不便をおかけするばかりでなく、業務上非効率であり、行政の無駄を排除する観点から、また行財政の運営のスリム化と効率化を推進することを目的に事業を実施いたしました。施工に当たっては、阿波市らしさをテーマに、阿讃山脈の山並みや田園風景と調和した庁舎といたしました。本年年明けより供用を開始しておりますが、供用開始に当たっては、市民皆様の利便性を考え、フロアマネジャーを配置し、誰もが利用しやすい運用を心がけているところでございます。また、交流防災拠点施設は、平常時には文化サークルの利用やイベント開催ができるよう、交流スペース、多目的ホール、ギャラリーを備えており、市民が集い、語り、きずなができる施設となっていると

思い、災害時には人と物資の拠点機能を担うなど、柔軟な利用ができる施設としております。

次に、学校給食センター建設についてであります。

合併時、阿波市の学校給食は、阿波地区、市場地区については、それぞれの学校給食センターから、また土成地区、吉野地区については、板野町、上板町とで構成する板野郡西部学校給食組合の3学校給食センターから、合併前の供給体制を受け継いで供給しており、同じ市内の児童・生徒でありながら、同じ献立の給食が提供できないといういびつな状態でありました。板野郡西部学校給食組合を含む3カ所で運営している学校給食センターを一つに統合し、市内全ての児童・生徒に同じ献立の給食を提供するとともに、単なる学校給食センターではなく、本市の基幹産業である農業振興を図るための食材の地産地消の推進及び食育の導入や災害時には、地域住民に温かい食事を提供することを見据えた事業計画として建設をいたしました。昨年の7月に完成しまして、9月より阿波地区、市場地区の小・中学校に給食提供を開始しておりまして、本年4月からは、市内全ての幼稚園、小学校・中学校に給食提供することとしております。

次に、観光、健康事業についてであります。

阿波市は、国の天然記念物である阿波の土柱、宮川内ダム、柿原の堰や四国霊場札所のうち7番から10番までの4カ寺を有するなど、雄大な自然と人々を癒やしてくれる観光資源がありますが、観光資源が点在しており、観光客に阿波市本来の持つ魅力を十分に伝えられていない状況にあります。また、徳島県は糖尿病死亡率が全国ワーストワンで、本市はその2倍近い死亡率であるため、糖尿病の予防として空間整備が市民の健康づくりの取り組みにもつながると考えました。このことから、観光客増加につなげるため、また子どもから高齢者まで、市民誰もが世代を超えて集い、やすらげる健康づくりの憩いの場としての整備を目的として、阿讃山麓広域農道沿いを中心として、桜などの植樹を行うやすらぎ空間整備事業を5カ年の継続事業で現在実施しております。また、観光振興は将来にわたってのまちづくりとも考え、平成23年度に阿波市観光協会を設立し、観光客の観光ではなく、まちを守り、育てる地域のための観光、住んでよし、訪れてよしの観光振興を推進しているところでございます。

次に、上水道事業についてであります。

阿波市の水道施設は、主に合併前の旧4町の施設を活用して、市民の皆様に低廉で安全な水道水を供給しております。施設の大半が昭和30年後半から40年前半にかけて建設

されたものでありまして、多くの施設が老朽化が進行しておりまして、更新の時期を現在迎えております。このことから、平成21年度に策定した水道ビジョンを基本に、将来を見据えた事業として、新庁舎並びに土成町への安定的に水道水を供給することを目的とした新市場高区配水池整備事業や配水管布設事業などさまざまな事業を、合併特例債を財源とする一般会計からの出資金と水道会計の自己資金により効率的かつ計画的に実施してまいりました。

以上、合併から10カ年に取り組みました主な事業について説明させていただきましたが、特にハード事業を実施する際には、内容を重視するとともに、供用開始後の後年度負担にも配慮しながら、市民と心の通い合う行政サービスが提供できるよう備えておく、いわゆるソフト事業とハード事業が一体となった事業となるよう心がけて実施してまいりました。

次に、財政の健全化と実績でございます。

事業の実施に当たっては、合併に係る財政支援措置として、元利償還金の70%が後年度に交付税措置される合併特例債や、国、県の合併補助金を有効活用することで健全財政を維持してまいりました。その結果、現在、阿波市の財政状況は全国共通の財政健全化法による財政指標であります実質公債費比率、将来負担比率において、県下8市、また類似団体中でも比較的良好な指標となっております。また、合併初年度の平成17年度には、財政調整基金や減債基金、特定目的基金残高は約37億円でありましたが、集中改革プランの着実な実行や事務事業の選択と集中などを行うことにより、平成25年度末には約3倍の117億円に増額することができました。合併後10年間、本庁を阿波町に、健康福祉部を市場支所に、教育委員会を吉野支所に、農業委員会を土成支所に配置するなど、機能の分散化により、市民の皆様方には大変ご不便をおかけしたと認識しております。これまで市議会や市民皆様の深いご理解とご協力によりまして、健全財政を維持しながら、庁舎建設事業や学校給食センター等の合併後の重要事業も完成しましたので、阿波市の発展に向けての基礎が築けた10年であったと考えております。

次に、2点目の今後10年に向けての取り組みについて答弁させていただきます。

議員ご指摘のように、平成28年度からは、普通交付税の合併算定がえの期間が終了して、5年間に段階的に普通交付税が削減されるとともに、超高齢化社会の到来により、社会保障費等の義務的経費の増加によりまして、本市の財政運営は大変厳しくなることが予想されます。この難局を乗り切るには、国の打ち出している地方創生を阿波市に置きかえ

て、今後の人口減少や少子・高齢化、市民ニーズの変化を見越し、公共施設の適正な維持保全、長寿命化を図りつつ、本市の規模に応じた適正な施設の規模や数量にすることを目指し、統廃合や譲渡等も視野に入れた取り組みを行い、持続可能な阿波市の行財政構造の確立を推進することが重要であると考えております。また、地方創生は、国、県との連動した積極姿勢で臨まなければならないと考えております。つまり、全力を挙げてあらゆる方面から多様な取り組みを全職員の英知を結集して行うべきであると、このように考えております。

阿波市にとっての喫緊の課題である人口減少に真正面から取り組むには、本市の魅力である農業や観光、子育て支援、教育環境、恵まれた自然環境等を市内外に情報発信することや、企業誘致などあらゆる手段を講じて、若者等が安心して働ける雇用の場を確保することや、空き家対策としての移住促進にも力を入れるとともに、少子・高齢化対策としては、結婚から出産、子育て、教育、就労支援までのきめ細やかな施策の展開が重要であります。今後においては、人口増加に直接的に効果のあるソフト事業と住環境に重点を置いたハード事業との調和のとれた施策展開に取り組むたいと考えております。これまでの合併10年間の歩みをしっかりと踏まえつつ、将来にわたって市民一人一人が輝けるまちづくりを基本に、阿波市に住んでよかった、これからも住み続けたいと思われるよう、将来に向かって発展し続ける持続可能な阿波市実現のため、市長以下全職員が一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

(18番 原田定信君 入場 午前10時49分)

○議長(木村松雄君) 川人敏男君。

○3番(川人敏男君) ただいま藤井政策監よりるるご答弁いただきました。合併して10年、いろいろな課題に対処してきたことは一定の評価をしたいと思ひます。ただ、私の評価としては、施設の建設、いわゆる箱物に力を入れてきたと思ひます。その一方で、児童・生徒の医療費の無料化や水道の耐震管への更新、小・中学校普通教室のエアコンの設置等々、市民の暮らしに密着した事業は、吉野川市等に比較して、残念ながら見劣りしておひます。

もう一点の評価は、市民に等しくサービスするという公平、公正の合併の理念が行き届いていないという印象を受けます。具体的な事例として、子育て支援に目を向けてみます

と、認定こども園は土成町、市場町、吉野町には建設しておりますが、阿波町には建設の予定がありません。幼稚園の受け入れについても、柿原、市場、大俣が4歳児、5歳児を受けているのに、伊沢、林、久勝は5歳児のみとなっています。また、保育所は、柿原が生後8カ月から3歳児まで、市場、大俣は1歳児から3歳児まで、伊沢、林は生後8カ月から4歳児まで、久勝は生後6カ月から4歳児までと、ばらばらであります。合併後10年を経過して、このようなことを指摘せざるを得ないのは、まことに残念であります。

一方、向こう10年を見据えてご答弁いただきましたように、いろいろ課題はありますが、総括的に申し上げますと、阿波市を再生し、創生するためには、遠回りなようなでありますけれども、人づくりこそが礎になると、私は考えております。いずれにいたしましても、箱物は控えて人材の確保育成や学習環境の整備を最優先していただきたいと要請しておきます。

なお、水道管の更新、老朽化した橋梁等のインフラの老朽化対策には急いで対処する必要があると、つけ加えておきます。

また、新年度の予算の発表がありましたけれども、全体を見渡しての印象は、一件一件適切にはつけていますが、全体の戦略性が見えてきません。戦略のないところに地方再生は困難です。当市では、目下地方創生の総合戦略の策定に取りかかっておられますが、上勝町、神山町では、情報テクノロジーを活用してまちおこしに成果を上げております。阿波市でも、ACNケーブルテレビを市内網羅的に整備しております。これらを活用して、阿波市らしい計画を策定していただきますようご期待しております。

次に2問目は、教育委員会関連について質問いたします。

少しかた苦しくなりますが、早速本題に入ります。

現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりますと、教育長は教育委員会の指揮監督のもとに事務をつかさどると明記されております。つまり、6人の委員で構成する教育委員会が教育関連トップの権限を有し、教育長は教育現場を指揮する事務局長のような役割を担う立場であると位置づけられております。しかしながら、教育委員会の実際の働きというものがもう一つわかりにくいのが実感であります。昨年度は、定例会が11回、臨時会が1回開催され、その概要がホームページに公開されております。また、その内容を見ますと、議案が32件、協議事項が2件、承認事項が20件、報告事項が23件、合計77件が議題となっていました。学校関係の最重要案件である全国学力テストの結果、全国体力テストの結果も、当然含まれているものと思います。一般には公表されて



おりませんが、教育委員会の中でいろいろな角度からご議論いただいたものと考えています。

そこで、教育委員からどんな意見が出されましたか。また、どんな対策が話し合われましたか、お伺いしたいと思います。

次に、2点目に入ります。

阿波市では、本年4月に、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持つ認定こども園の開園を予定しております。教育委員会では、毎年事務事業の点検及び評価を行っておりますが、昨年度は幼稚園、保育所に関する総合評価は、成果が十分上がっておらず、改善の余地が多いCランクと評価しております。

具体的には、幼稚園、保育所との合同研修等は必要性は増加しているものの、実施できていない。次に、幼稚園、保育所、小学校間での交流拡大も必要性は増加しているものの、一部にとどまっている。また、3年保育、幼保一体化、こども園の実現に向けても、成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多いと評価しております。認定こども園は、施設は新しくなっても、中身が伴っていない状況を感じ取れます。まさに仏つくって魂入れずです。

そこで、認定こども園に対する教育委員会の取り組み及び準備状況についてお伺いいたします。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 川人議員の質問、教育問題について、全国学力テスト、全国体力テストの結果について、教育委員からどんな意見がなされたか、どんな対策が話し合われたかについてお答えをいたします。

学力テストは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらにそのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立することを目的として実施されております。この調査結果の取り扱いに関しましては、文部科学省は、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童・生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとされております。この調査結果につきまして、8月27日の定例教育委員会においても、阿波市の子どもたちの学力状況及び分析結果等を報告いたしました。教育委員からは、今後

の取り組みとして、ICTを活用した授業を推進、学習規律の徹底、家庭学習の定着に向けての支援が必要であると、ご意見、ご指導をいただいたところでございます。

また、徳島県においては、徳島県学力向上・授業改善調査検討委員会を立ち上げ、本県児童・生徒の確かな学力の向上に向けた取り組みについての検討が重ねられてきております。阿波市におきましても、この検討委員会の報告をもとに、普段の授業や児童・生徒の学習を改善、充実させる取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

平成26年度の取り組みとしましては、学校長のリーダーシップのもと、学校、児童・生徒の現状を把握した上で、学力向上の取り組みを組織挙げて取り組むこと、読書習慣の確立に向けた取り組みを進めること、また教職員の学力向上や全国調査に関する意識改革を図ることなどについて、重点的に取り組みを努めてまいりました。今年の1月26日には、阿波市学力向上推進に関する研修会を実施し、学力向上の目的をはじめ市内の学力向上に向けた特色ある授業の実践の講義、さらには各学校の取り組みを紹介し合いながらともに学び合うという研修を実施したところでございます。さらに、平成27年度におきましては、これらの取り組みとあわせて、阿波市独自の取り組みとして、地方創生事業を活用した学力向上推進派遣事業を実施してまいりたいと考えております。この事業は、学力向上推進派遣講師を2校に1人配置し、授業における少人数指導や放課後の補充学習で指導することにより、児童・生徒の学力向上を図ってまいります。学力向上に関する各学校における組織的な計画、取り組みはもとより、この学力向上推進派遣事業を活用するなどして、学力向上を図る積極的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、全国体力テストについてご説明をいたします。

国においては、平成25年度、26年度と、全国体力・運動能力・運動習慣等の調査を実施しております。この調査の目的は、子どもの体力が低下している状況に鑑み、子どもの体力の状況を把握、分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。各学校が子どもの体力や運動習慣、生活習慣、食習慣などを把握し、学校における体育、健康に関する指導などの改善に役立てるなどの目的で実施しております。調査対象者につきましては、原則全ての小学校第5学年、中学校第2学年の児童・生徒となっており、調査事項につきましては、実技に関する調査と運動習慣、生活習慣などに関する質問用紙調査となっております。

26年度の調査結果は、まだ県からいただいておりますので、平成25年度分について、国、県との比較を申し上げます。

小学校男子の調査結果の傾向としましては、おおむね国平均、県平均と同レベルの結果になっております。20メートルシャトルラン、いわゆる往復持久走の種目につきましては、少し低い結果が出ております。しかし、長座体前屈、柔軟性を見る種目につきましては、国、県平均よりも高い結果が出ております。女子につきましては、国平均とほぼ同じような結果が出ております。

中学校男子、女子の調査結果については、国、県と比較し、上回る種目、下回る種目、ほぼ同数程度となっております。長座体前屈、先ほど申し上げました柔軟性を見る種目につきましては、国、県平均より上回っている調査結果となっております。

今回の調査からは、総じて小学生よりも中学生において高い結果が出ておまして、国、県平均と比較した場合についても、中学生にはほぼ同じレベルの結果が出ております。こういった調査結果につきましては、教育委員会でも報告をいたしておりますけれども、教育委員会からは、特に幼稚園でのマット遊びや平均台の活動はとても好評であり、今後とも幼・小・中学生の体力向上を図るためにも、幼児期から子どもたちに運動する喜びやスポーツの楽しさを体験させ、運動習慣を身につけたり、体力の向上を図ったりする、現在行われております市単の事業、体力向上指導員派遣事業を有効に活用していただきたいというご意見をいただいております。

各学校においては、体力向上に向けて各種の取り組みをしておりますけれども、一例を申しますと、毎年国と比較しながら、自校の体力の現状を把握する体力向上計画というのを作成しております。この体力向上計画とは、新体力テスト種目ごとに全国での平均が記入された用紙に自校の記録を記入するという計画表でありまして、一目で全国平均との比較、前年度自校記録との比較ができるようになっております。

教育委員会といたしましても、体力向上指導員派遣事業のさらなる活用をはじめ各学校の主体的な取り組みの支援、教育委員会主催の体育関係行事の広報を積極的に行うなど、あらゆる機会を通しまして体力向上が図れるようにしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 川人議員の2点目であります、認定こども園の開園に向けて教育委員会の取り組み及び準備状況ということでお答えをいたします。

国においては、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に、子ども・子育て支援法の関連3法が成立し、これらの法律に基づき、こ

の4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。これまで幼稚園と保育所は、それぞれ異なる制度に基づいて、就学前の教育、保育の一端を担ってきましたが、このような流れの中、幼稚園、保育所職員の連携は、議員ご指摘のように今まで以上に連携が必要であると認識をしております。

認定こども園につきましては、昨年9月議会の代表質問において八幡、土成、一条地区において、幼保連携型の認定こども園として、本年4月に移行したいと答弁をいたしております。この移行につきましては、阿波市の条例に基づく子ども・子育て会議において、平成25年度から審議をいただいております。この会議の下部組織に、幼稚園の教諭、保育所の保育士約20名から成る幼保部会を設置し、これまで9回の会議を開催し、認定こども園、幼稚園、保育所の運営について協議を重ねてまいりました。また、この部会には、年齢別の作業部会、あるいは3つのこども園ごとの作業部会も設置し、それぞれのニーズや課題について連携しながら協議を重ね、認定こども園における保育教育課程の作成に取り組んできたところです。また、平成27年度の認定こども園、幼稚園、保育所の入所、入園説明会につきましては、教育委員会、福祉部合同で保護者の説明会を実施してまいりました。4月以降、制度上は幼稚園、保育所、認定こども園と3つの施設での運営となりますが、教育委員会、福祉部が今まで以上に一体となって子どもの教育、保育の場として、また保護者のニーズに対応できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） ただいま教育長と次長のほうからご説明がありました。

まず、学力向上に向けた取り組みの件についてですけれども、教育委員の意見も反映されているようですが、大筋では国や県の考え方に準拠している印象を受けます。教育委員会事務局には、学校の先生がわずか2名であり、阿波市の独自性を出すためにも、体制の充実強化を要請しておきたいと思っております。

また、全国体力テストの結果については、阿波市も十分成果を上げているようなので、今後とも児童・生徒に知・徳・体のバランスある育成をしていただきたいと思います、お願いしておきます。

また、ご承知のとおり、本年4月1日からは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されて施行されます。今回の一部改正で、全国学力・学習状況調査の結果の

公表については、市の判断に基づき公表することは可能であると通知されております。学力向上の観点から、全体の公表を望みますが、難しいのであれば、中学生の結果だけ公表するとか、アンケート調査を実施して、その結果に基づいて検討していくとか、いろいろなことがあろうかと思いますが、教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 全国学力テストの結果の公表についてお答えをいたします。

全国学力テストの結果につきましては、阿波市におきましては公表しないこととしておりますけれども、調査目的にもありますように、今後の教育及び教育施策の改善、そして児童・生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要でありまして、調査結果を子どもたちに還元することができるようにしていかなければならないと考えております。各学校におきましては、児童・生徒一人一人の調査結果の丁寧な分析を踏まえまして、組織的、計画的、継続的に学力向上の取り組みを進めているところでございます。保護者や地域のニーズに対応し、質の高い教育を提供することは、教員の責務であるとともに、使命でもあります。また、確かな学力を身につけることは、教育の大切な根幹であり、市教育委員会といたしましても、最大努力しなければならないことであると認識をしております。阿波市が一層子育てにやさしいまちづくりとして、安心して子どもたちを学校にお預けしていただけるよう、学力向上のためのさまざまな施策を有効に活用し、確かな学力が身につくようにしてまいります。

また一方で、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等につきましても、十分配慮しながら、今後とも阿波市の子どもたちに質の高い教育が提供できますよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 全国学力テストの結果は、学校関係者等には伝わって、調査結果は活かされているようなので安心しております。

私としましては、結果を公表するということは、情報をみんなで共有することであり、それぞれの立場の方がより緊張感が高まり、学力向上の底上げに一層効果的であると考えているわけではありますが、いろいろな側面があるようなので、やむを得ないものと考えます。

それから、先ほど認定こども園に関してご説明がいただいたわけなんですけれども、これに関しては、幼稚園、保育所部会を設置するなど、一応の準備は進めてきたそうです。

が、今後とも現場に対し、きめ細かな取り組みをし、スムーズに運営できますよう要請しておきます。

一方、今回の改正で市長と教育委員会で構成する総合教育会議が設けられることになり、市長部局との風通しがよくなりそうです。教育委員会のホームページを見ますと、全ての教育委員がエアコンの設置を望んでいます。私自身も、小・中学校普通教室のエアコンの設置を強く希望してまいりましたが、新年度の予算でも実現しておりません。市長にはご存じのことと思いますが、既にエアコンを設置している石井町の学力テストの結果が昨年10月1日付の徳島新聞に掲載されていました。結果は、県平均に比べて0.8ポイントから6ポイント、平均で3.6ポイント上回っていました。エアコンの設置が学力向上の重要な位置になったことは、確かであろうと思います。学校は、誰のためにあるのか。その原点をしっかりと見詰めていく必要を感じております。

ここで、新年度の予算の関連について質問させていただきます。

タブレット端末を市内の全ての小学校、中学校に3,587万円で導入するそうですが、その効果及び導入スケジュールについてお伺いします。

また、一挙に全小・中学校に導入をしますので、指導される先生方の研修等も大変と思いますが、どうなっていますか、あわせてお伺いします。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 川人議員の教育用コンピューターシステムの運用につきましてお答えをいたします。

本市におきましては、平成18年度からパソコン室の整備を進め、教職員へのパソコンを配置し、校務及び授業へのパソコンの活用環境を整えるとともに、平成21年度にはデジタルテレビを全普通教室等に配置し、ハード面、ソフト面の充実を図ってきたところでございます。このたび新しくコンピューターを導入するに当たりまして、本市の未来を担う子どもたちがICTを活用した授業により、確かな学力と主体的に課題を解決できる情報活用能力を身につけるため、新しくタブレット型のコンピューターを導入することいたしました。

この利点といたしましては、パソコン教室でも普通教室でも活用できるため、さまざまな教科でいろいろな使い方ができるようになります。例えば、先生方がデジタル教科書を使って、今までは紙ベースでございましたけれども、その教科書を画像として投影できるし、音声、場面を動画としてあらわすことができます。子どもたちもタブレットのカメラ

で写したノートの画像をテレビの画面に送って大画面で発表ができます。また、各グループで話し合った内容を前のスクリーンに同時に映して比較検討することもできます。スムーズに授業や教育活動に取り入れることができるようにするためには、新しい機器やソフトを使いこなすための研修をする必要があります。

そこで、研修計画といたしましては、夏休み中に全体研修を実施し、タブレットパソコンの簡単な活用方法の理解、活用イメージを持てるようにいたします。各学校の実質的な導入につきましては、夏休みの期間と考えております。2学期以降にも各校で授業実践したことに基づいたミニ研修の実施や授業実践した事例を教育研究所で取りまとめ、市内各校で共有できるような仕組みづくり、また機器の使い方のポイントをまとめた短い映像をつくり、どの学校でも使用できるようにしたいと考えております。

このようにして、ICTを教師の指導の手段として、また児童・生徒が活用して学習することによって、楽しく、よくわかる授業が行われ、教育の質の向上が図られるものと確信をしております。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） タブレット端末の導入は、新しい情報分野への取り組みであり、他の市町村ではモデル校を実施するなど、徐々に導入を図っている事例がございます。その効果を確認めるとともに、指導する先生方の研修など、前広く準備していると伺っております。本市では、一挙に導入をしますので、指導する先生方の研修に抜かりないようやっただきたいと要請しておきます。

以上で教育委員会関連の質問を終わります。

3問目は、昨年12月に完成した交流防災拠点施設アエルワ関連について質問させていただきます。

第1点は、アエルワについては市内外で大きな関心を呼んでおります。立派な施設ができたなあと、素直に称賛する方もいますが、財政状況が厳しい時代にこんな豪華な箱物を建設して大丈夫ですかとか、福祉に回ってくるお金がなくなるのでは等々と、懸念の声が相当大きくなってきています。ちなみに、アエルワの建設費総額は約19億3,000万円で、そのうち概算で1億円を一般財源で、残り18億3,000万円を1年据え置き、20年償還の合併特例債、つまり借金で賄っています。したがって、毎年借入金の返済だけでも9,600万円、70%が交付税算入されることになってはいますが、名目上の

ことで正確な金額は確認できず、一般財源から毎年2,900万円を上回る支払いを20年間余儀なくされるのではないかと懸念しております。これに加えて、指定管理料が5,000万円、また電気代、水道代が1,530万円見込まれます。合計しますと、アエルワの年間必要経費は1億7,000万円を超えるのではないかと思います。交付税算入していただける額を見込んでも9,430万円、おおむね1億円必要となります。

そこで、阿波市の活性化のために、これだけ多額な投資をしたアエルワをどのように活用していくのか、企画面、ソフト面での充実策についてお伺いいたします。

2点目の質問に入ります。

アエルワは、防災交流拠点施設と施設の正式名称が示すとおり、交流の拠点であり、防災の拠点でもあります。ところが、防災拠点としての施設の機能、専門的な設備等は全く見当たりません。常駐する市職員もおりません。

そこで、市当局はアエルワに防災面でどのような役割を担わせるのですか、市政全般を把握する副市長にお伺いします。

3点目は、アエルワの備品類の購入についてお伺いします。

昨年7月4日に、フルコンサート用ピアノ一式を1,782万円で購入し、さらに7月22日に、リハーサル用ピアノを513万円で購入しております。両方合わせて2,295万円です。本当にこれだけの高額なピアノが必要なのかとも考えます。指名競争入札で購入しておりますが、2件とも同一業者が落札しております。一般的に申し上げて、まとめて買ったほうが安く購入できると思うんですが、2回に分けて入札しております。また、ピアノは調律等の維持が必要と伺っていますが、もし別々の業者が落札していたら、維持費も割高になったのではないのでしょうか。さらに、2,000万円以上の物品の購入になると、議会の議決事案の対象になります。

そこで、指名審査委員会の委員長である副市長に、高額なピアノの必要性、購入手順等についてお伺いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 川人議員の一般質問の3点目、交流防災拠点施設アエルワについての1項目め、阿波市の活性化にどのように活用していくのかについて答弁させていただきます。

最初に、本施設の設置目的は、市民の文化、交流を支援するとともに、災害時には応急対策の活動支援として整備されたものでございます。また、本施設のアエルワという愛称



は、平時には文化芸術を楽しみ合える、分かち合える、また災害時には支え合える、助け合えるための施設であってほしいとの願いが込められております。

議員ご質問のアエルワの活用策についてであります。市民の皆さんが日ごろから取り組まれております各種文化活動、芸術活動の発表の場として広く活用していただきたいと考えており、市としましても、市民活動を育成、支援させていただけるものと考えております。また、指定管理者の開催する指定事業により、市民の皆様にすぐれた音楽、演劇、舞踊等の鑑賞を通じて豊かな心の育成を図るとともに、充実した市民生活に寄与できるものと考えております。

また、議員お尋ねの企画、ソフト面の対策につきましては、年明けからの供用開始ではございますが、企画総務課の担当者が指定管理者と常に連携をとりながら、稼働率がより上がるように協議を重ねております。今後も利用状況を分析しながら、より稼働率が上がるように推進していきたいと思っております。

参考までに、1月、2月のアエルワホールの稼働率を申し上げますと、1月が開館日数が24日、利用日数が9日ということで、稼働率が割りまして37.5%、2月は開館日数が24日、利用日数は10日ということで、稼働率が41.7%となっております。そして、ちなみに利用料金の収入につきましては、2カ月間合わせて約70万円程度と聞いております。今後におきましても、市民の方々の心の癒やしの場、心の安らぎの場としての活用を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） それでは、川人議員の2点目のご質問、防災拠点としてどのような役割を担わせるのかについてご答弁をさせていただきます。

現在、南海トラフ巨大地震の発生確率がだんだんと高まってくる中で、阿波市におきましても、この地震によって全壊倒壊家屋が1,600棟、死者が最大100人、避難者が4,700人と大きな被害が想定されるところでございます。こうした中で、本施設アエルワは、災害時におきましては、災害応急対策の重要な役割を担う施設として、全国各地からの支援物資や災害ボランティアの人たちの受け入れの基地として、またここを拠点として、送られてきた支援物資等を市内各所に配送していくという役割を担った災害対策における中枢拠点にいたしたいという考えのもとに整備を進めてまいりました。アエルワの各

部屋の災害時の利用の計画といたしましては、多目的ホールや市民交流スペース、ホワイエ、これにつきましては可動席の部分を収納して平土間といたしまして支援物資の一時集積所、そしてそこで仕分けを行う、そういった利用等を考えております。2階部分の研修室は、災害ボランティア等が活動する際に、災害対策本部、これは新庁舎の2階の連絡通路を渡って近くにある場所なんですけれども。ここからの指示や情報を整理して統一的な行動がとれるようにミーティングを行う場所として利用することとしております。また、楽屋あるいは災害ボランティア等の更衣室としての利用して、リハーサル室はまた休息、仮眠を行う場所として活用する計画といたしております。

一方、施設の具体的な防災上の機能といたしましては、新庁舎同様にアエルワにおきましても、地震に対しまして建物性能性の確保に最もすぐれている免震構造を採用いたしております。また、停電時の非常用の電源、さらには雨水や貯水タンクなども新庁舎との供用で整備をしております、庁舎と一体となった防災拠点を形成しております。

また、近くには緊急遮断弁を備えた水道の耐震性の貯水槽1, 500トンを整備しており、ここでは災害時には4万市民全員が5日間の飲み水を確保できるということでございまして、また災害時に給水車への迅速な給水も可能となっております。

そのほか、駐車場のところにはヘリポートを設置しております、人や物資の移送、搬送が容易になっております。給食センターを含めた施設構成の中で、指揮命令とか情報管理、マンパワー、生活物資、食料、水を集積する災害対策の中心拠点としてその役割を担っていきたいと考えております。

また、今後、県のほうで見直しを行います予定の徳島県広域応援計画におきまして、広域防災交流拠点、このアエルワは広域物資の拠点として位置づけを予定されているところでございます。

このように、災害時には新庁舎、アエルワ、そして給食センター、これを個々の施設ということではなくって、3つの施設を一体的に利活用することによりまして、災害の発生と同時に機動的かつ継続的に対処することが可能になっているものと考えております。

また、本市は津波の被害が予想される人口が集積しております沿岸市町、ここには約50キロメートルという位置にございます。車で約1時間以内ということで、後方支援拠点としての適した立地ということでもございます。さらには、新庁舎の駐車場には自衛隊の中型ヘリの離発着のヘリポートしていることなど、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、沿岸地域に対する後方支援拠点としても貢献できるものというふうに考えてお

ります。今後とも、議会のご意見を賜りながらより一層の防災機能の向上に努めてまいりますので、どうぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、アエルワで使用いたしますピアノの購入についてのご質問をいただいております。

まず、ピアノの購入の検討に当たっては、県内にあります約500席規模以上の既存のホール10施設の導入実績を調査をいたしましたところ、全ての施設においてフルコンサートピアノが導入されております。1,000席を超えるホールにおきましては、同規模のピアノを2台保有しているというところもございます。その中でも、石井町の中央公民館、板野町の文化の館、牟岐町の海の総合文化センター、北島町の創生ホールにおいては、本市が導入したピアノと同分類のヤマハ製のピアノが導入をされております。このような他のホールの導入実績を踏まえまして、本市におきましても645席収容のホール空間に適した十分な音量を奏でるピアノとして選定を行っております。ピアノに親しむ子どもたちの利用はもちろんのこと、市民の皆様方にも広く鑑賞の機会を設けてまいりたいと考えております。

また、このピアノの利用を促進するために、今月の21日土曜日でございますけれども、アエルワ内覧会といたしまして、午後1時から午後5時までの間、ピアノを無料開放いたしまして、独奏、連弾、アンサンブルなど、個人でもグループでも自由に演奏していただきまして、高いレベルの音色を奏でるフルコンサートピアノの魅力に親しんでいただきたいと考えております。

次に、ピアノの購入手順についてでございます。

今回アエルワにおきましては、運営上必要な音楽用の備品といたしまして、フルコンサートピアノ、舞台用の音楽備品、それとリハーサル室用の音楽備品等がございました。こうした音楽用備品の購入に当たっては、品目の内容から、フルコンサートピアノの関連のもの、それ以外の音楽用備品類に大きく2つに分けて入札を実施いたしております。

その内容は、フルコンサートピアノ関連、これは税込みで1,782万円になりますが、その内訳としては、フルコンサートピアノ本体とそれに係る専用の椅子、それと防護用のカバー、それとピアノを運搬する運搬車となっております。また、それ以外の音楽用備品類の、これは税込みで513万円でございますけれども。その内訳としては、指揮者台、指揮者用の譜面台、舞台及びリハーサル室で使用する演奏者用の譜面台及びその台車、演奏者用の椅子及び台車、それと練習用のピアノ及び椅子等となっております。この

ように、品目内容や用途別によって2つに分類をし、発注をいたしました。

今後の執行につきましては、先ほど議員のほうからもお話があった点について十分配慮をいたしながら執行に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） まず、1点目のアエルワをどのように活用していくか、ソフト面での充実についてですけれども、1月が37.5%、2月が41%と、まあまあの滑り出しではないかだと思います。今後とも、そういう中身を充実していただけるようお願いしときたいと思います。

難しい面が非常にこういう日ごろなれないような分野の取り組みであり、大変だろうと思いますが、よろしくお願いしときます。

それから、2点目につきまして、防災の拠点としてどのような役割を担わせるのかということでもありますけれども、いわゆる阿波市の防災の拠点として十分活用していただくとともに、広域物流拠点、つまり他市町村のための支援物資の受け入れとか、そういうふうなものにも役立てていくと。また、南海トラフ巨大地震に対して、沿岸市町村のためにも役に立っていくというふうなご答弁がございましたけれども、私としては心が狭いかもわかりませんが、他の市町村から一銭のお金ももらっていません。その上、阿波市の行政水準を考えますと、非常に複雑な気持ちを抱いているところです。

それから、備品類の購入について指摘しております。

この購入経費は、市民の税金であり、阿波市民の汗と脂であることをもっとかみしめていただきたいという気持ちから、あえて申し上げておきます。アエルワのピアノは、もともと高価であり、備品類の購入に当たっては、新しい庁舎の分を合わせると一挙に大量に購入するため、例えば机、椅子等で9,000万円余り、キャビネット等で4,600万円余りと、相当高額になっていますが、最少の経費で最大の効果を上げるため、事前の慎重な調査、また議会の議決を得るなど、透明性を確保していただきたいと指摘しておきます。

また、予算を議決したからといって、理事者が自由に使ってもいいというわけではありません。適正に執行できているかどうかを議会はチェックします。これも議会の役割であることを申し添えておきます。

結びに、私の個人的な見解ではありますが、一言申し上げておきます。

アエルワの運営については、市議会で再三追及してまいりましたが、懸念していたとおり、食堂がオープンから2カ月おくれでやっと営業を始めました。全体をコーディネートする職員を育成確保しないまま建設を急いだツケがのしかかっているように、私は思います。率直に申し上げて、今の運営形態は中途半端な面が多々見受けられます。いずれにしても、アエルワが阿波市にどんな花を咲かせ、どのような果実をもたらすのか、大いに関心があります。今後とも、期待と円滑な運営を祈念しつつ注視してまいる所存であります。

以上で私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで3番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5番松村幸治君の一般質問を許可いたします。

5番松村幸治君。

○5番（松村幸治君） では、議長の許可をいただきましたので、5番、阿波清風会松村幸治、一般質問をさせていただきます。

今回は、阿波市農業の未来について、主に2つのことを中心として質問させていただきます。

この質問に当たりまして、年末の衆議院議員選挙の際に、山口大臣より、地方活性化の施策に当たって、特に少子化・子育て支援、それともう一つもうかる農業、この2点については、高い確率で予算がつけられると、陳情においででもこの2点はどんどんやってくださいよということも教わりまして、今回はそのうちの一つ、農業のほうで、阿波市の農業の未来ということで、こっただけに質問を絞ってさせていただきます。

まず1つ目は、米の海外輸出についてでございます。

私も農業にかかわる一員といたしまして、一口に阿波市の農業の未来と申しまして、私が申しているのは10年、20年の中・長期的なことを申し上げるつもりは全くございません。私の周囲を見渡しましても、ここ5年くらいが農家の展望を開く最後の勝負のときだと思われております。方々で農家の方と話しするんですけども、来年は、今年4、

000円切っておりましたけれども、もっと米の値段が下がるんでないかい、それとか特に転作、特に畜産用の飼料、この飼料米お願いでけんのんとかというんが意見が多く聞かれております。この畜産用の飼料米への転作というのは、いわゆる昔でいう青田刈りのようなものでございまして、牛の飼料として使用することで10アール、1反ですね、当たり約8万円、8万1,000円ですけれども、転作料がもらえるという制度でございまして。しかし、それさえも今現在もう既に阿波市では、畜産農家が激減しておりまして、この制度もわずかの量しか確保できないのが現状でございまして。

行政としては、それを見ているだけでなく、農家の意欲が湧くような方向づけ、また方策を打ち出して、少しでも後ろから後押しをしてあげるといようなことこそが責務ではないかと思っております。そして、今中央では、農業改革が行われて、日本農業の競争力の強化、それに並行してTPP交渉の真ただ中でございまして。しかし、政府が打ち出している競争力の強化とは、どういうことかと申しますと、例えば大量生産による作業効率、それと経費の削減といったふうに、到底個人農家を守るような内容ではないと思っております。

現在、私の仕事を通じてでございまして、約40軒ほどの農家と、もう25年にわたり肥料、農薬にこだわった無農薬米、減農薬の米、野菜、果物、それを販売するような仕事に携わってまいりました。ほとんどが生協を中心に販売しておるわけですが、平均年齢は、私の周りの農家で60歳を少しもう超えております。到底この状況で大規模化による競争力の強化と言われましても、日本の農業はもう企業と一部の大規模組織に任せて個人農家はもうやめなさいというふうに言われているように聞こえてくるのは、私だけでございましょうか。

さて、このたび阿波市では、阿波町にあのブロッコリーを中心とした農作物の集荷場、それをつくることになっておりますが、阿波市の農家の大半が野菜をつくっておりますも、米作を中心とした農家で、年間の半分は野菜をつくっておる畑に米が植わっております。その後の半年間でいろんな野菜をつくったり、例外的にはトマトなど周年的に米をつくらずにやっているところもございまして、そういうふうに半年間は米が植わって、米が終わってから次の野菜をつくるというようなのが現状でございまして。

例えば、今度のブロッコリー、これ一つをとってみても、個人の技術によって収益が倍、半分になることが多々ございまして。ただ、農家につくってもらって集荷場で選別するというのだけでは、全く話になりません。すぐれた指導員が、例えばどんな品目にして

も、1品目に対して阿波市でございまして、1人以上は必ず必要になります。

例えば、9月に出荷できるブロッコリーと11月末に出荷できるブロッコリー、これ価格が9月のほうが3倍いたします。同じものでも9月のブロッコリーは値段が3倍、11月末になるともう3分の1になってしまう。しかし、それにはただ9月が温かいので9月に多く出そうと思いましたが、多大なリスクと品種と、ブロッコリーも品種がございまして。高温に強い品種、それから高温のときはどうしてもブロッコリー自体やわらかくなるんですね。11月と9月との温度差による集荷場、また各農家の出荷に伴う取扱い方、製品として。かなりの違いがございまして。

さて、阿波市にはブロッコリーのほかにも、レタス、大根、ナス、キャベツ、各種葉物等、あらゆるものが生産されておりますが、半年間畑を占有する米の価格を無視しては1戸当たりの農家の収益を語ることは到底できません。ちなみに、今年の米30キロ当たりの買い上げ価格は一番高いもので4,000円、それ以下というのがほとんどでございました。この価格は、一言で申し上げますと、もう既に国内で米を販売しても、つくればつくほど赤字となる価格でございまして。しかし、地域によってはかなりの高価な値で取引されている米もございまして。その一つが、米の海外輸出によるものでございまして、例えば皆さんご存じの魚沼産のコシヒカリ、これ日本では徳島の米が3,000円、4,000円のと看ども、1万5,000円も2万円もするわけでございますが、これ一旦海外に行きますと、末端価格がこの前の調べで5キロが7,000円、30キロ当たり4万2,000円、このぐらいで販売されております。皆さんご存じないと思いが、当阿波市でも一部米が輸出されてお見まして、これは土成町の米なんでございまして、徳島のある企業と、また商社を通じて、シンガポール、台湾等で、末端価格ではございまして、5キロで4,000円、これ6倍しますと2万4,000円ですね、30キロ当たりで販売されております。

こういうふうには、やっぱり付加価値のついたおいしくて安全な米ということで、そこで私ここで阿波米、これ（仮称）阿波米というふうにつけましたが、これを輸出するにおきまして、何でも同じことではございまして、付加価値をつけるというのが絶対条件であります。安全でおいしいということが最低条件でありまして、一例として本日私がここにちょっとサンプルといたしまして用意してきましたれんげ米という米がございまして。（米を示す）これがれんげ米でございまして。これは、3キロ入りとなっております。このれんげ米と通常栽培の米3キロ、これはビニールに入っております。通常栽培の米は、これ980

円で販売しております。そして、同じ3キロでれんげ米、これはレンゲを肥料とした米でございしますが、これ1,580円、約5割以上高く売っております。ところが、売れる速度というのは、このれんげ米のほうが5倍以上売れるんです。見てもわかるように、包装も違いますし、またレンゲだけで栽培してるんですよということで、非常に化学肥料も使ってない、減農薬でということだと、付加価値がついてまいります。包装一つにとっても付加価値をつけるということで、5割高い米が5倍売れるというような状況も起こってまいります。

当然、今、私がこの米は化学肥料を使わずに農薬も一応通常の3割程度で、畑にレンゲの種をまいて花が咲くと同時にそれを引き込んで昔ながらのレンゲだけを肥料とした米でございします。これを本当に見た目で高級感のある袋に入れることによって、そういう通常の米より5倍の速さで売れるという、何らかの付加価値をつけていかなければ、同じようなやり方をしとっても、特に阿波市の農業には未来はないと思われまます。

次に、皆さんご存じの方が多き商品で、桃のような大きなイチゴという意味で、ももいちごでございます。それから、当阿波市の市場町の夢市場でもいつも並べてすぐに完売するんですけども、これイチゴのように今度は甘いトマトという意味で、いちごトマトというんがございします。これこういうふうによっぱり大人気のヒット商品をつくるということが非常に大事でありまして、こういう商品は値段に関係なくいつでもすぐに完売いたします。

次に、取り上げますのが、上勝町の第三セクターのいろどり、これは第三セクターになっております。ここでは、全国の料亭とかホテルに山のある木の子の葉など出荷しております。そして、最近では、海外輸出に目を向けて、つま物6品、この前も白梅とか紅梅とか、梅の花ですね。これ気候に合わせてちょっとかたいつぼみのやつをタイのぬくいところへ行くもんですから、出荷しておるそうなんです。こういうふうなものを輸出しています。これ第三セクターでやっております。県もこれに負けじと、去年ですか、徳島の特産品である勝浦の貯蔵ミカン、これをフランスへ輸出しようと思つたわけですね。2014年度の出荷直前に、これがまたEUの検疫基準を超える残留農薬が検出されたとして、農家はもう今から箱詰めしようかと思つた、箱詰め直前で出荷が中止となりまして、県はその後慌ててEU向けの、これはかんきつ類の輸出戦略策定と農薬使用の指針改訂等を打ち出した、これは後手後手に回つてね。ということは、県はEUが日本の10倍も残留農薬の基準がきつこと知らなかつたわけです。日本のんは一番安全やと、そういうふう



にもう頭から思ったわけですね。それで、多大な迷惑を農家にもかけまして、これが何とEUの残留農薬基準が日本より10倍も厳しいということを知らなかったというふうなていたらくでございました。

このような無計画な海外輸出は論外といたしましても、少量からでも確実に毎年出荷量をふやしていけるような阿波市の米を中心とした第三セクターの輸出組織、これを設置することを、また私、提案したいと思います。

次に、畜産についてお尋ねします。

和牛の第三セクターによる繁殖と肉の輸出についてということで、まず阿波市の畜産の現状についてでございますが、現在阿波市では黒毛和牛の繁殖、飼育農家とホルスタインからの搾乳農家に分かれて頑張っておるんですけども、円安による飼料の高騰等により、非常に厳しい経営が続いております。畜産農家も激減している中で、最近になってようやく朗報も入ってまいりました。TPPにより、乳製品とか豚肉類はちょっと通常どおりまだ今も厳しいのでございますが、和牛に関しては、超一級のブランドの、例えば松阪牛、神戸牛が調べたところ、活発な海外輸出によって品薄となってしまっていて、阿波牛にも出番が回ってきたように思われます。そして、この阿波牛というブランドなんですけれども、これご存じの方もおいでるかと思うんですが、これ当阿波市の野崎市長が努力を重ねられまして、もともと阿波牛といっても、これ鴨島なんですけれども。一生懸命鴨島の畜産農家と連携して世に送り出したという経緯がございます。これもやはりおいしい和牛は価格に関係なく国内外で高評価を得てくれておるんでございます。最近の黒毛和牛の競り価格見てみましても、去勢牛、去勢牛というのは、これは生後4カ月以内の牛なんですけれども、高値では雌が、これは12月の、44万円、雄が49万円、約8カ月飼った牛になりますと、これ雌で57万円、去勢肉ですね、これは雄牛の去勢したものです、68万円、これからF1でも雄で23万円の値がついております。このF1というのは、実は一代限りの雑種でございまして、ホルスタインに和牛を人工受精させたものでございます。これが人工授精でなく、ホルスタインに和牛の受精卵移植をしたものは、これはF1でなしに和牛として販売できます。そして、これもまた市長もご存じだと思うんですけども、当阿波市には受精卵移植の分野では徳島県の実験者で第一任者であられる土成町の小賀野氏という方おられまして、これ以上ない人材も阿波市にはそろっております。

徳島県の和牛は、阿波牛としておりますけれども、もともとは先ほども申しましたように、野崎市長が鴨島の畜産農家から共同でつくり出したものでございまして、努力重ねら

れまして、これもランクがございまして、同じようにつくってもRランク以下A4、A5とずっとランクございまして、それ以下のは阿波牛としては認められんわけですね。特に、産地産地によってはそのランクも厳しくなるというようなことがございまして、本市は特に名前が阿波市でございまして、別に鴨島でなくても阿波市でつくった牛が阿波牛というのが一番ふさわしいかと思ひまして、私ここにちょっと提案させていただきました。

一番名前に合った生産現場だと思っております。黒毛和牛の品薄による子牛の高騰という、これ一時より、数年前より既に子牛の価格が倍になっております。それを踏まえ、私が提案したいのは、米の輸出と並行して、和牛の繁殖から飼育までの牧場を第三セクターでやれんかなということが、私の提案でございます。

和牛の繁殖、それから飼育には、牛舎だけでなく、特に繁殖のほうには放牧もよいとされておりますが、和牛肉質もこれ飼育方によって全く違ったものになってまいります。実は、松阪牛、神戸牛といひましても、松阪牛、神戸牛という純粋なものというものはないんです。全てほとんどのものがどっかでかけ合わさったものを松阪へ持って行って飼ったのが松阪牛、神戸で飼ったのが神戸牛、そういうふうになっておりまして、これは飼育した場所ですね、それによっての名前となっております。清潔な環境で牛にストレスを与えないようにして、餌の質、量、それ等もまた勉強しなければいけないと思ひます。これの例外的に兵庫県には、但島牛という和牛がおりまして、この牛だけは血統を守るためにほかの牛とは全然交配させておりません。そのため、ちょっと血筋が近くなっておりまして、牛が小さいという問題もございまして。そしてまた、病気にも弱いと、そういうふうな欠点もございまして。そこで、肥育牛、肉にする牛のほうは、子牛のときにけがせんように角を切って、これは特に但島牛に多いんですけれども、餌が食べやすいように、牛というのは鼻輪がついておりますが、鼻輪もつけておりません。体重をふやすためにカロリーの高いものを与えておりましたが、ちょっと病気になりやすいんでということで、但島牛のほうへちょっと問い合わせてみたら、そしたら肥料にアワ、ヒエなど五穀をまぜて低カロリーにして、これ生産性が悪くなるなど、体重が重いので、思うところが、逆に牛にストレスがなくなって肉質がよくなって、そんなに影響がなかったというふうな回答でございました。

ということで、つい最近に、肉質が日本一になったのは、これは松阪牛でも神戸牛でもございませんでした。京都で育った黒毛和牛でございました。一番最近ですね。こういうこともありまして、阿波市の和牛が日本一になることも全く無理な話ではないことだと思

っております。阿波市の南向きの山間部で放牧場などをつくり、阿波牛の繁殖から飼育まで一括して行うことによって、低迷する阿波市の畜産を活性化する起爆剤としなければならないんじゃないかと思っております。これもまた今が最後のチャンスじゃないかと思っておりますが。

市長もよく話しするんですけども、これは市がどうこうというよりも、もう農家のやる気やと、もうとにかくやる気を起こしてくれなんだから、もう何にもならんのだという事で、全くそのとおりだとも思っております。

一応こういうふうな2点で、まず最初に米の海外輸出と、それから阿波牛の件で、一括で結構ですので、部長、答弁よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 松村議員の1点目、阿波市農業の未来についてということで、その中での1点目、米を中心とした第三セクターの輸出、そして2点目の和牛の第三セクターによる繁殖と輸出について、一括しての答弁とさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、それぞれの取り組みや現状について申し上げます。

ご質問の中にもございました売れる米につきましては、魚沼産のコシヒカリやお見せいただきましたれんげ米のように、おいしさ、そして高級感などの付加価値が必要でございます。水稻栽培による農家経営の安定化を図るためには、おいしさに加え、全国に認知いただけるような何らかの価値を付加する仕組みづくりが必要と考えます。それには、消費者が求める安全・安心のほか、有効な栽培技術の確立や意欲ある農家を初め関係機関との調整が必要と考えます。

本市では、平成23年度から阿波市ブランド推進プロジェクトの事業を進めておりますが、来年度からの新たな取り組みといたしまして、さまざまな農産物の中から、特産品を認証する制度もスタートする予定といたしております。そこで認証された農作物をさまざまな形で市内外にPRしながら、この認知度を高めていきたいというふうに考えております。

次に、畜産についてでございますが、2010年の農業センサスによりますと、販売目的で肉用牛を飼育している農家数は、阿波市で57戸、飼育頭数は4,310頭となっております。徳島県全体では225戸、飼養頭数は1万8,263頭となっております、本市は全体のほぼ4分の1を占めております。飼養頭数、戸数ともに県下でトップの数値

を誇っているところでございます。

また、徳島県における販売目的で飼養されている肉用牛のうち、およそ33%が和牛でございます。F1、いわゆる交雑種が53%、残りの14%が乳用種となっております。ご質問にありました阿波牛につきましては、県下で年間に約1,600頭が出荷されておりまして、昨年11月には第4回「俺たちの阿波牛祭り！」なども開催され、消費者が安心して肉を選べられるよう、食肉についていろいろな情報提供など、その他PRに努めております。

これからの農業経営において、地産地消や品質向上を掲げるだけではなく、積極的に海外にも視野を向け、販路拡大を図ることは、非常に重要なこととございます。政府も農林水産物、食品の国別、品目別輸出戦略の中で、米は2020年に輸出額を600億円まで、牛肉については250億円まで拡大することを掲げております。徳島県におきましても、農林水産物の輸出が増加することによりまして、国内市場の規模が縮小する状況において、新たな販路拡大につながると。また、直接的には販売額の増加のみならず、国内価格の変動に対するセーフティネットとなるなど、多くの輸出による効果を期待をしております。

また、米や牛肉につきましては、徳島県からの輸入実績や現地の消費者の嗜好に合うなど、需要拡大の可能性が高いことから、展示会、商談会等の機会を最大限活用し、重点的に販路拡大を行う品目を重点輸出品目に指定しておりまして、輸出の拡大とブランド力の向上への取り組みを行っております。

このほかにも、相手国のニーズを捉えたマーケティング活動を意欲ある生産者や事業者が継続して展開できるようなサポート体制の整備、県内産の農産物の輸出拡大のきっかけとなる展示会や商談会の開催、生産者等のビジネスパートナーとなる商社及びバイヤー等の確保にも努めております。

このようなことから、本市におきましても、県や関係機関との連携を図りながら、海外へ輸出できる高付加価値のある農畜産物の生産拡大を図り、農業者の所得向上につながる取り組みを調査研究していかなければならないと考えております。

次に、議員ご質問の米や和牛の輸出、また放牧、これを第三セクターで行うことはどうかというご質問についてでございますが、まず放牧につきましては、家畜の成長を促しながら足腰を強くして健康な体をつくるほか、森林や草地を保全し、自然環境を守るといった効果がございます。また、畜産農家の高齢化対策にも有効な手段と考えられておりまし

て、適度な頭数配分とすることで、設備投資に重点を置かないなど、さまざまなメリットがございます。しかし、畜産から生じる家畜排せつ物は、肥料としての利用価値が大きい貴重なバイオマス資源である反面、地域の住宅混住化の進行や環境問題への関心の高まりを背景として、悪臭などの畜産環境問題が生じており、その対策には苦慮しているところでございます。

そのような中で、市が新たに放牧場の設置に携わるということは、場所や施設の設備内容等について極めて慎重になる必要があると考えます。また、バブル時代に税制面での優遇措置もあり、集中して設立されておりました。この第三セクターとは、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことも懸念されております。近年におきましては、廃止が相次いでおりますが、その背景には、財政状況の悪化が影響しております。ちなみに、平成25年度の総務省の調査によりますと、第三セクター等のおおよそ4割が赤字というふうなデータも公表されております。

このようなことから、第三セクターの運営は市の財政状況と密接な関係がございますので、それを踏まえた上でメリット、デメリットを十分把握し、地域における産業振興に関連した事業への取り組みとして、市が出資面でどの程度関与すべきか、また当該事業の運営が本当に第三セクターで行う必要があるのかなど、慎重に協議を重ねながら厳密な検証が必要になると思えます。

このようなことから、第三セクターの設置につきましては、現段階では非常に厳しいと考えております。現在、協議されておりますTPP協議の結果などによりましても、社会情勢は大きく変化してくるものと考えておりますので、その補助や対応策などについても慎重に研究していかなければならないと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松村幸治君。

○5番（松村幸治君） ただいま天満部長より答弁いただきまして、その答弁の中で、畜産の環境問題、それから第三セクター等のおおよそ4割が赤字であるということ等から、第三セクターの設置は難しいという内容であったと理解いたしました。しかし、一口に第三セクターと申しましても、いろいろなやり方がございまして、それからまたおおよそ4割が赤字であるという答弁がございましたが、阿波市は農業立市でございます。農家のやる気を引き起こすことが行政の役割であると思われますので、少しでも農家が一步前へ進め

るような、また後ろからちょっとでも押してあげられるような姿勢が必要でないかと思われます。これは、市長初め議員、職員が一体となって前向きに取り組んでいくことが大切であろうかと、私は思います。その意味からも、4割が赤字という答弁でございましたが、ということは6割が黒字ということなんですよ。そういうふうな、やっぱり前向きな答弁が欲しかったなど。第三セクターは6割が黒字でございますと、どうして4割が赤字と、そっちを否定的な答弁になるのかなと、非常に残念でございました。

阿波市の多分企業でも、零細企業は厳しいですよ。5割以上は赤字やと思います。それから比べたら4割赤字やったら6割黒字で、市が補助しよるような事業でもう最高ですね、この数字は。6割も黒字なんです。そういうことを踏まえて、そういうふうな答弁が欲しかったなどと思いますし、また難しい難しいという言葉は、ほかの自治体に任せておいて、阿波市ではどうしたらやれるだろうかというような方向へ向かっていきたいなというふうに思っております。

実は、私、5年ほど前から、デフレがずっと日本で続いている中で、日本にとって食料の輸出国である中国、これが輸入国に変わったときにチャンスが訪れると、ずっと思っております。そして、ようやくここ二、三年前から中国で富裕層、中間層を中心に爆食という言葉が聞かれるようになりました。中国の方がよく日本に来ていただいていっぱい土産物を買う、これ爆買いというんですね。これびっくりするぐらい土産買ってもらっております。阿波市には免税店もなく、徳島県にもないので、立ち寄ってもらえませんが、爆買いという言葉がある。これは爆食というんです。という言葉が聞かれるようになりました、所得の向上により、今まで中国というのは鳥肉、豚肉は食べておりましたが、牛肉は食べておりませんでした、ほとんどの人が。これが所得の向上によって今まで食べていなかった牛肉を大量に消費するようになりまして、大豆に至っては世界最大の、今まで輸入国であった日本のほぼ10倍程度も、中国のほうに諸外国から輸入をし始めたことを皆さんご存じでしょうか。去年に入ってから、輸入の牛肉、大豆は日本の商社の買い付けが間に合わずに、価格が急上しております。私の予想で、残念ながら米もこの品目に入ると思うんですけども、高級な牛肉のほうに先に始まってしまっていて、米は残念ながらまだその爆買いという品目に入っておりません。それは予想外でございましたが、そこで牛肉、大豆の次は何かということもよく考えておかなければいかんというふうに思っております。そして、近いうちにこの商社の輸入状況、そして今、中国に全部買い占められて大豆も牛肉もないんだというふうな観点から、市場予想では豆腐1丁がもう近くな

い将来に、今100円程度のものが300円、それでこれデフレの象徴になっておりました牛井、安値合戦をしておりましたが、それも5割増から倍ぐらいの価格になるであろうというふうに言われております。これ間違いないことだと思います。今まで食べていなかった食材を中国だけでも14億人ごぞいます。10億人の人が食べたとしても、日本が1億人が食べたと考え、ちょっと桁の違う、想像を絶する量となります。絶対量が不足してまいりますと、高品質の品物は一段と価値が上がってまいります。

そこで、私が畜産農家と一緒に高品質の肉ができとる和牛の産地、そのようなところもまた一緒に見学したり、勉強会を行って、またやっていきたいもんだなと思っておりますので、これは再問はいたしません、またその際は、市長にもお願いして、後押ししていただいて、みんなで勉強やっつけけるような場所、またその勉強に対する、見学に対するまた費用等の補助とか、またお願いすることもございと思います、これは質問とはいたしません。いろんな面で後押しをお願いして、特に子牛、繁殖のほうですね。そっこのほうに力を入れた和牛農家の育成ということで、またそっこのほうを特に重点的に後押ししていただければなと思っております。

そのことに対して市長がもし一言でもご見解がございましたから、お願いをしたいし、いかがでしょうか。そう思ひまして、再問といえは再問でございと思いますが、ご見解がございましたら一言お願いできたらと思ひます。ありがとうございます。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 松村議員からは、阿波市の農業の未来ということで、米、牛肉の輸出まで含めてのご質問なんです、私も30分以上ですかね、議員の質問が時間が続いたんですが、随分と本当に生産から流通までよく勉強なさってるなど、本当に感心いたしました。

質問の中で、肉牛関係で、特に繁殖牛ですかね、これについて阿波市として何かできないか、農家の後押しというんですかね、できないかというような意見じゃないと思ひます。

ご承知のように、阿波の国の阿波市、こうした名前聞いていますと、畜産はとにかく阿波尾鶏というのが全国で断トツでもう有名である、出荷額も名古屋コーチンの2倍以上ですかね、出荷してます。それから、阿波ポークというのも、有名になったんですが、今は阿波とん豚ですかねえ、これが本当に人気がよくて、阿波とん豚の肉をなかなか口に入らないというような、県民からもいろんな評判いい肉だそうです。阿波牛については、いっ

とき、今日質問の中でも話題となりましたが、全国一、阿波牛が、松阪牛あるいは近江牛を抑えてなった時代もありましたが、今は随分と本当の銘柄牛としての阿波牛の頭数がなかなかそろわないということで、たしかもう、1,500から600ぐらいじゃないかと思ってます。ただ、肉用牛につきましては、阿波市が戸数、それから飼養頭数、ともに県下の4分の1ぐらい、今現在も占めてます。

これはいろいろいきさつがありまして、飼養戸数、頭数等々見てみますと、私も随分と肉牛の団地をやりました。特に、大きな団地ばかりを手がけてきたんですが、西日本では有数の畜産団地をこしらえてきた。ところが、やはり肉用牛、肥育牛というのは、もう相当な資金力が要る、肥育の場合は、1頭牛を仕上げるのに7割、8割、8割ぐらいの餌代といいますかねえ、あるいは素畜代が要る。売る値段は100万円で売っても、実際の手取りというのはわずかしかないというようなことで、しかも資金回転が悪いということで、本当に農家が資金繰りができなくて、ほとんどが撤退してきたんじゃないか。今、そういうところの経営の中では一番今経営的に安定してると言われるのは、食肉の販売店さんが肉牛の肥育までやっている。一種の6次産業なんですよ。これが割合と安定してるようです。お金が回転するといったらいいんですかね。そんなところです。

結論的に、次に繁殖牛という話が出ましたが、肥育牛はいずれにしても放牧しては成り立たない経営ですよ。食べたものが運動のほうへ行ってしまうと、肉にならないという欠点があります。だから、放牧はまず100%だめと見ていいと思います。

それから、今度じゃあ繁殖牛はどうかといいましたら、繁殖牛は年に1回極端にいったら人工授精して、子どもができるまで待ってりゃいいんですね。手間暇かからんといやあ、悪口なんですけど、余り手間がかからない。恐らくこれから先、高齢化社会を農家の方も迎えますんで、非常にこれから先有望な農業じゃないかな、繁殖農家ですよ、肥育じゃないです、繁殖農家。徹底的にとにかく低コストでやってもらう。極端にいうたら、牛小屋というのは、牛小屋をもうとにかく鉄骨の立派な牛小屋建てるとか、そんなじゃなくて、山で本当にクヌギの間伐材を番線でくくって、トタンを張って、そこで繁殖牛を1頭当たり2反とか3反に1頭ぐらいで放し飼いをするんです。餌はもう稲わらですね。耕地農家から稲わらを集めてきて、稲わらをやっちゃう。あとは農耕飼料は、とにかく昔やったら米ぬかぐらいですかね、もうわずかな米ぬかで、加えていく。ただ、子どもが妊娠したら少し餌を、農耕飼料からやるというんですかね。跡継ぎの子どもの種がつけば、子どもができたなら早く子牛を、母親が痛みますから、早くもぎ取って、子どもだけを販売す



るための別会社、そういうことで、とにかくちょっと手間は、野菜とか米作と違ってかからないんじゃないかな。ただ、そういう適地があるかないかというのが一番の問題だろうと思います。

大分あたりは、クヌギ林に森の繁殖を放して、牛のふん、出ますよね、お尻から、それでクヌギの木が大きくなって、そのクヌギを早く発育するんで、シイタケにやると。シイタケ栽培やる。そんなことで、地域の状態、利用しながら成功している人も随分あるようです。

じゃこれを農家がやる気のある繁殖農家が仮にできたとして、やる気のある人がおって、行政が後押しできないかという話もあったようです。これは、なかなかもう福祉関係なんかと比較したら、これも一つの行政の手法かなと思いますけど、あくまでも繁殖農家をするんは農家であって、行政が中に介入してやって成功するかったら、恐らくはっきり言って100%は成功しないでしょう。やっぱりやるのは、汗をかいて一生懸命牛を飼ってくれる農家の方が一番のやっぱり本人です、担い手なんですよ。畜産関係あるいはそういう農業関係、第三セクターでやってなかなかやっぱり成功はしませんね。公務員というのは、やっぱり農家のため、あるいは市民のためにはなかなか役立つ役人にはなり切れない。汗かく人がしっかりやってもらわんと困るんじゃないかな。ただ、補助金とかそれからご指導というんですかね、これについてはもう可能な限りやりますので、農家の方がそういう意識のある人があれば、ぜひともご相談に来ていただきたいな。知恵と金はお出せるかもわかりません。ただ、第三セクターだけは、100%不可能と置いていただいて結構です。

以上、きつい答弁になりましたけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 松村幸治君。

○5番（松村幸治君） 今、市長からも答弁いただきまして、これはあくまでも農家が主体となって、特にうちの場合、やらなきゃならないということで、補助金と後押しは一生懸命やっていただけるということでございますので、農家の有志を募りまして、またいろんな勉強会、またそういうふうなことを始めたいと思います。

以上をもちまして5番松村幸治、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで5番松村幸治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番樫原伸君の一般質問を許可いたします。

4番樫原伸君。

○4番（樫原 伸君） 議席番号4番樫原伸、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております阿波市の災害対策、また教育振興対策、農業振興の3点をこの真新しい議場で緊張感を持って一般質問を行います。

3月2日に、質問の通告書を事務局に持っていきましたら、そのとき受け付けが5番目ということで、樫原さんは2日目の最終日というふうに告げられまして、そのときは2日目の最終ということで、皆さんお疲れモードだろうなあと、それぐらいしか思っておりませんでしたけども、本日は3月11日、死者1万5,889人、そして行方不明6,152人、この戦後最大の自然災害、東日本大震災が起こった日であります。冒頭発生時刻には、議長から黙祷をささげるということも言われております。さきになりますけども、私からも、お亡くなりになられた方、また行方不明の方々に、心からご冥福をお祈りいたします。

阿波市でも、この3・11以降、危機管理体制の強化、また防災体制の強化を図っております。その阿波市の災害対策についてお伺いいたします。

私は、これまで阿波市の災害対策については、自助、共助、公助の順に質問をしてまいりました。さきの12月定例議会でも、公助の観点から、市が行うべき整備や対策、職員の防災意識をどのように高めるか、自主防災組織への支援、そういった3点を質問いたしました。公助の役割として、公共施設の耐震化、また避難場所の開設、特に聞いたかった自主防災組織への人、物、金の支援などについては、十分理解できましたので、今回は時間の関係で質問できませんでした公助の役割として、情報の収集及び伝達、緊急医療体制の整備についてお聞きします。

2点目は、消防団の強化充実についてであります。

今、阿波市の消防団は31分団、団員数545人で消火活動、また水防活動を行っております。合併当時は、団員数535人でしたが、先ほど言いました545人の団員数には、13人の女性消防の方が含まれていますので、阿波市においては団員数の数には余り

大きな変化はありませんけども、全国ではこの消防団員数は少子・高齢化の影響もあって、減り続けております。25年4月の全国86万4,347人は、前年より4,525人減少しております。

そこで、政府は、平成25年12月に、消防団充実強化法を成立させ、消防団への加入促進、団員の処遇改善などに取り組んでおります。阿波市においても、南海トラフに備えるため、消防団を中核とした地域の防災力を高める、そういった必要があると思われまので、阿波市消防団の強化充実に向けた取り組み、また阿波市では女性消防班も結成されております。防災に女性の視点を生かす機運が高まっていることから、女性消防班強化への取り組みもあわせてお聞きします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 榎原議員の一般質問の阿波市の防災体制についてを順次答弁させていただきます。

まず最初に、情報の収集伝達について答弁させていただきます。

市が収集すべき情報の主なものは、緊急要請事項、災害発生状況、被害状況、災害応急対策の実施状況、道路交通網の状況、水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策、避難状況、医療救護活動状況、市民の動静、その他応急対策の実施に際した必要な事項がございます。

次に、収集した情報につきましては、災害対策本部員会議で避難のための立ち退き指示に関する事、被害情報及び被害状況の分析とそれに基づく応急対策活動の基本方針の策定に関する事、自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事、その他災害対策に関する重要事項等を協議することとしております。

次に、災害時における情報伝達についてであります。被害状況等県への報告については、原則として県の災害時情報共有システムで報告を行うこととなっております。災害時情報共有システムが使用できない場合は、衛星回線を利用した徳島県総合情報通信ネットワークシステム、衛星携帯電話、ファクスなど、あらゆる手段で報告を行うこととしております。また、市民への情報伝達については、避難の勧告・指示、避難先の指示、災害に係る情報及び被害の状況、ライフライン、いわゆる電気、ガス、水道などの供給状況、災害対策の概要などの情報を音声告知端末、屋外拡声機、市のケーブルテレビ、ホームページ、緊急速報メールのエリアメールを積極的に使用して伝達することとしております。特に、避難勧告、指示等の重要な情報につきましては、県の災害時情報共有システムと連携

しております。災害情報の共有システム及びNHK、四国放送、FM徳島、エフエムびざんへのファクス等による周知依頼によりまして、テレビのテロップ放送、ラジオでの呼びかけなど、多種多様な手段で情報伝達を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

次に、緊急医療体制の整備について答弁させていただきます。

災害時における緊急医療体制につきましては、平成19年6月1日に、阿波市医師会と締結をしております「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」に基づき、阿波市医師会の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を行うこととしております。拠点となる救護所については、市内に4カ所設けております。吉野地区におきましては、吉野保健センター、土成地区におきましては、4月1日より名称がかわりますが、なかよし幼児センターとなり、市場地区におきましては、市場総合福祉センター、阿波地区におきましては、阿波健康福祉センターをそれぞれ救護所として指定をしております。

医療救護班の業務につきましては、傷病者の傷病の程度判定、後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定、重症者の応急処置及び中等症者に対する処置、転送困難な傷病者及び避難所における軽症者に対する医療、助産、死亡の確認、遺体の検案、記録及び災害対策本部への報告、その他状況に応じた措置となっております。阿波市では、毎年市の総合防災訓練を行い、市民参加によるテコバールでの救出訓練、阿波市医師会、吉野川保健所と連携した救護所の開設訓練等を行っておりますが、今後はより実践的な訓練を行い、災害時には迅速な医療救護活動が行えるよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いします。

次に、2項目めの消防団の充実強化について答弁させていただきます。

消防団の充実強化についてであります。南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中、地域防災の中心として大きな役割を果たす消防団の充実強化は、本市の防災力の向上において非常に重要なことと捉えております。議員もおっしゃられたように、国においても平成25年12月に施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、消防団員の確保、消防団装備の充実をうたっており、本市消防団でも消防団協力事業所表示制度を4月より導入いたしております。それにより、消防団員の加入促進や大地震により倒壊した家屋から市民を救助するために、既に配備済みのテコバールに加え、油圧ジャッキを各分団に配備し、倒壊家屋からの救出をより安全でスムーズなものにするようにしております。また、定期的な機器点検や水利把握に加え、ポンプ操法の訓

練や消防学校への入校などにより、消防技術の向上にも努めております。

また、阿波市男女共同参画の基本計画にも、消防団における女性の活躍促進がうたわれておりますが、本市消防団においても、平成23年4月に、女性消防班を設置し、女性の持つソフトな面を生かして、防火・防災の広報活動を中心に活動しております。具体的には、出初め式など消防団活動への参加に加え、住宅用の火災警報器の普及促進、毎年末行っております独居老人宅の訪問での防火への呼びかけ、各防災訓練での炊き出し訓練や消火器の使用説明の実施、救命講習の受講などを行っております。

次に、平成25年10月には、第21回全国女性消防操法競技大会に徳島県代表として出場し、NHKなどさまざまなメディアに取り上げられました。これらの防火・防災広報活動を女性が行うことにより、市民への防火・防災意識の向上にさらなる効果を発揮していると考えております。今後、女性消防班の定員数20名の充足率を図るため、広報阿波及び阿波市ケーブルテレビ等で団員募集の呼びかけを積極的に行っていく予定であります。

今後も、地域防災の中心として大きな役割を果たす消防団の充実強化を図っていくとともに、女性消防班の活動が相まって本市の防災力がさらに強化されるよう努めてまいりたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 檜原伸君。

○4番（檜原伸君） 情報の収集や伝達では、災害が発生した場合、災害対策本部会議を開いて、そこで災害被害状況などの分析を行い、また応急対策基本方針など、こういった重要事項を協議して県に災害時情報共有システム、これはネット回線でございますけども、報告すると。この方法が使用できない場合は、衛星回線、そして肝心の市民への伝達は、今、音声告知端末とか、屋外拡声機、またケーブルテレビ、ホームページ等々と説明がありましたけども、大災害が起こってこのライフラインが壊滅状態になった場合、固定電話、そういった通信インフラがダメージを受けてしまったら、機能しなくなりますので、これは私が何年前ですかねえ、提案しております衛星ブロードバンド対応型の無線LAN移動中継システム導入をぜひ再検討していただくよう要望したいと思います。

このシステムは、双方向でのデータ送受信ができて、移動できるという利点があります。平時に、先週行われました阿波シティマラソン、リアルに中継ができて、移動ができますので、ランナーの表情とかを発信できるという、ですから阿波市の全ての行事を市内

はもとより、全世界に発信することができますので、前回副市長には費用対効果を十分に検討というような答弁いただきましたけども、そういうこと言わずに導入を決断していただけたらと思います。

あと阿波市消防団の充実強化なんですけども、答弁では4月より導入する消防団協力事業所、この表示制度ですかね、などによって団員の確保をうたわれておりましたけども、阿波市4万人の安全・安心を守るには、今の545人が多いか少ないかというのは、私にはわかりません。ただ、この消防団組織は消火活動と、また水防活動に命をかけて取り組んでいるわけですから、阿波市としても積極的な支援をお願いしたいと思います。

27年度予算で、消防費6億2,819万円となっておりますが、この内訳で徳島中央広域連合初め消防協会などへの負担金が4億8,850万1,000円と、全体の8割を占めております。消防団への支援は、あまり重要視されていないような気がいたします。阿波市消防団は、消防操法においては県下のトップレベルでもあり、昨年女性消防班も結成されていきなり全国大会で23位という成績を残しております。全国大会に向けて週2回の訓練が土成町の歴史館の前の駐車場で繰り返されておりました。恐らくこの大会、全国大会の会場がアスファルトなので、その歴史館の前の駐車場が練習場所になったんだろうと思いますけども、激励に足を運ばれた市長や議員の皆さん、かわいそうな気がしませんでしたでしょうか。水出し操法にもかかわらず給水施設がない、駐車場なので広くない、夜間練習なのに照明がない、このないないづくしでしたので、実際に放水を行う実践的な訓練、これは基本であると同時に、消防団の士気にも影響すると思われるので、訓練場の整備を強く要望しておきます。

そして、ただいま答弁もありました女性消防班ですけども、全国では増加傾向にあるようです。災害発生時に対応するには、女性の感性を生かした行動力が求められると思いますので、阿波市においては、答弁にもありました男女共同参画計画にも盛り込まれているわけですから、ぜひ地域防災計画の20人と言わずに、もっともっと高い計画目標にしていきたいと思います。

そして、まとめなんですけども、阿波市の位置からしましても、自然災害のうち津波や火山噴火といった災害の心配もなく、市民の防災に対する危機意識は希薄と言わざるを得ない状況でありますけども、市長が行政報告の中で、四国防災トップセミナーへの参加、また伝統地名市との間に結ばれています災害時相互支援協定防災連絡会議での協議を深める、また県豪雨災害時避難行動促進指針をもとに、伝達マニュアルを作成すると、そのよ

うに災害に強いまちづくりに取り組んでいると強調されておりました。今後も、自助、共助、公助という視点に立って、市民や事業者、市、議会、それぞれの責務、役割を明らかにして、市民との協働によって災害に強いまちづくりを推進していただきたいと思います。

2番目が、阿波市の教育振興対策についてお聞きします。

この1点目が、新しい教育委員会制度についてですが、この項につきましては、昨日江澤議員の代表質問にもありましたので、重複する部分は省きたいと思います。

私は、4年前に、教育委員会制度があまり一般市民に理解されていないので、PTA、また市民に、教育、そして学校分権に関するアンケートを実施してはどうか、そして教育委員会の内容について、議事録を見に来なさいというような姿勢でなくて、ホームページによる公開制を訴えました。当時、大阪府では、大阪維新の会が教育関連の新しい条例制定を目指して物議を醸しておりましたので、樫原は橋下市長に影響を受けてこのような質問をしているのかと、そういった批判も受けましたけども、教育関係を勉強していく中で、一般市民は校長先生や教師の指導力に対してはかなりの関心をお持ちなんですけども、聖域とも称される教育そのもの、また中立性が保たれてしかるべき教育委員会のあり方などについては、関心が低いことを学びました。教育委員6人は非常勤なので、どうしても実務は常勤の教育長が行い、一方でいじめ問題など責任の所在は合議体である教育委員会にあり、その代表が委員長、この点がわかりにくい部分でした。新しい教育委員会制度では、こうした責任の所在がはっきりしないという指摘や、教育委員会制度の形骸化といった問題が解消される、そういった運用になっているのか。また、今回の改革では、首長の教育行政に対するスタンスも問われているようですので、これまでの教育行政の中立性が保つことができるのか、あわせてお聞きします。

そして、創設されます総合教育会議につきましては、昨日説明を聞いておりますので、内容は結構です。

この会議は、原則が公開で行われて、教育行政に首長の思い、また教育委員会の何が課題となっているか、こうした議論をオープンな形で行うのは、本当にいいことだと思います。ただ、心配なのが、はっきり言いまして、この3者の関係です。首長、教育長、教育委員、この力関係からいいますと、人事権、さらには予算権を持つ首長が絶対的に強いと思います。首長の関与に期待と、ちょっぴりですよ。ちょっぴり懸念が交差しますので、こうした不安は払拭されている会議なのか、この点をお聞きします。

そして、各論としての、今総論的なことを言いましたけどね。各論として、中学の数学ギャップ解消、英語教育改革についてお聞きします。

まず、中学の数学ギャップの解消ですが、中1ギャップという言葉はよく使われるんですけども、数学ギャップという言葉はありません。中学の数学嫌い解消というべきなんでしょうけども、今回私が勝手につけました。中学校での数学の授業についていけなくなる子どもが多くなると聞いております。皆さんは、数学得意な科目でしたか。かく言う私は、中学の1年生ぐらいまではついていけたんですけども、数学は全く苦手な科目でした。そうした課題を解消しようと、浜松市ですけども、浜松市では小学校と中学校が連携をして、基礎の計算力を確認する算数計算力定着度確認テストというものを実施しております。繰り下がりのある3桁の引き算、また小数と分数を交えた足し算や引き算、そして中学での数学に必要な分数の加減乗除などを理解しているかを問う形式だそうです。こうした確認テストを行ったのは、小学校で学んだ算数の基礎的な計算方法を身につけないまま中学に進み、数学が苦手になってしまう、私のような生徒が少なくないためだからそうです。

そこで、阿波市でも市内の小・中学校が連携をし、中学での数学で必要となる基本問題を中学教諭が独自につくって、小学校では採点後に間違えた問題を確認し合い、もう一度解くように指導するという取り組みを提案したいと思います。

2点目は、英語教育改革であります。

今回の学習指導要領の改訂では、小学校の高学年での教科化や聞く、話す、読む、書くといった4技能指導の重視といった英語教育改革が柱となっています。グローバル化への対応という点では高い評価を受けるとは思いますが、これまで以上に小学校英語の成否が問われかねないと思います。ここ阿波市では、合併当初から全国に先駆けて小学校の1年生から英語教育に取り組んでおり、阿波市は恐らく教育委員会のお二人には先進モデルという自信もあると思います、あったと思います。私も文教厚生常任委員として市内の小学校の授業参観をさせていただいて、そこで担任教諭、ALT、それから英語講師の3人体制での英語授業を見せてもらって、これはもう阿波市の英語教育の先進性、そのレベルの高さに驚きました。そして、児童も英語は楽しいとアンケートに答えてくれているということをお聞きしまして、阿波市の小学生は本当に恵まれていると実感した次第です。

そうした中、高学年の、小学校5年生、6年生の英語教科化が必須となるわけですから、私個人的には小学校の英語はまだまだ入門段階ですので、先ほどのアンケートにあっ



たように、楽しい、この楽しいことが一番大切だと思いますけども、この導入段階にふさわしい評価方法、内容についてお聞きをします。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 樫原議員の2点目、教育振興対策についての新しい教育委員会制度についてお答えをいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。

ご質問の地方教育行政における責任体制の明確化も今回の改正の中で大きな柱となっております。現行制度においては、教育委員会の中に委員会の主宰者である教育委員長と事務の統括者である教育長が存在し、どちらが責任者かわかりにくいという課題もありました。新制度では、両者を一本化した新たな責任者、新教育長を置き、新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。となっております。教育委員会の会務を総理とはどういうことかといいますと、教育委員会の会議を主宰すること、現行法における教育長の職務である教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどること及び事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督することを意味するものでありますので、教育行政の第一義的な責任者が新教育長であることを明確に定められております。また、新制度では、首長が教育長を議会の同意を得て直接任命することとなりますので、首長の任命責任が明確化されることとなります。

次に、首長が主催する総合教育会議において、首長の意向が教育行政に反映されやすくなり、教育への政治的関与が強まるのではないかという質問でございますけれども、新制度における総合教育会議は、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、首長と教育委員会が協議を行う場として、全ての地方公共団体に設置されることとなっております。今回の制度改革の趣旨には、教育の政治的中立性、継続性、安定性を深く行使しつつ、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化などの改革となっております。この趣旨に鑑み、総合教育会議において、教科書採択、個別の教職員の人事等、特に政治的中立性の要請の高い事項については、総合教育会議の議題とするべきではないことが留意事項と示されております。

また、この会議は、あくまで協議の場であり、教育委員会の執行権限は従来どおり変わっておりません。首長が一方的に教育行政を決定し、実行できるというわけではなく、調

整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び首長それぞれが判断することとなっております。首長と教育委員会が連携して総合教育会議で活発な議論が交わされ、首長と教育委員会の意見交換や協議の場として有効に機能することや、首長と教育委員会が公式の場で協議を行うこと、また会議録を公表することになることから、コミュニケーションや相互理解が深まることが期待されております。こうしたことから、政治的関与が強まるということはないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 樫原議員の教育振興対策について、樫原議員のおっしゃる数学の中学ギャップ解消について、英語教育改革についてお答えをいたします。

小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などの生徒指導上の諸問題につながっていく事態、いわゆる中1ギャップの問題がございます。この問題は、生徒指導上のみならず、学習面でも見られ、難しくなる各教科の勉強についていけず、学習意欲を失っていくというつまずきが問題視されております。

この要因といたしましては、学級担任制から教科担任制への変化による教員とのかかわり方の違いや部活動などによる生活サイクルの変化等が考えられます。市内の各学校においては、子どもたちの不安感、学習の指導内容におけるギャップ等を解決するために、次のような取り組みをしているところです。毎年年度末に小・中学校連絡協議会を開催し、中学へ進学する子どもたちの育ちや学びを共有する機会を持っております。その折にも、生徒指導上の課題、人権教育の実施状況、体力向上面における課題はもとより、小・中学校教員が互いの学校の教育課程を理解し合い、系統性ある教育課程になるよう話し合っております。各中学校におきましては、新入学生に対しまして、国語、数学、社会、理科のテストを実施し、個々の生徒がどのような学力状況かを把握し、中学校での授業に取り組んでおります。また、どの中学におきましても、中学校の入学説明会を実施しておりますけれども、進学に対する不安感を軽減するために、直接小学生が中学校の学習状況や部活動の様子を見たり、交流したりできるような入学説明会となるよう工夫をしております。

小学校の教員は、基本的に全教科を指導するのに対し、中学校は教科担任制であるというような、指導方法が異なることと、学習内容も難しくなるということもあって、小学校から中学校への移行期間においては、特に数学科で苦手意識が出やすいのではないかなど言われております。

こうしたことに対応するため、ICTを活用した授業、学級を分割し、少人数で指導することや習熟の程度に応じた指導、補足的な学習や発展的な学習、また繰り返し学習や反復学習を取り入れるなどいたしまして、わかりやすい授業を目指して取り組んでおります。今後におきましても、生徒一人一人にとって学んだことが確実に定着するよう、個に応じたきめ細かな指導に努めてまいります。

次に、英語教育改革についてですが、阿波市では平成18年度から、他市に先駆けて小・中学校へ英語講師を配置し、英語活動、英語教育に力を入れてまいりました。その結果、約96%の子どもたちが小学校の英語活動は楽しいと答えております。また、阿波中学校区小学校5、6年生を対象に行いました英語でクイズ、児童英検の調査によりますと、正答率80%という結果が出ております。こうした阿波市の取り組み、さらには、中・高の連携の取り組みなどが評価されて、平成26年度から県内では初めて新たな英語教育のあり方を提示し、研究開発するための英語教育強化地域拠点事業を立ち上げているところであります。

本事業の目的は、小学校高学年では、読むことや書くことを含めた初歩的な英語の力を養うこと、中学校では、身近な事柄を中心に、コミュニケーションを図ることができる能力を養うことが目的となっており、グローバル化社会に対応できる子どもたちを育成する新たな英語教育のあり方を研究することです。

具体的には、小・中・高で連携のとれた教育環境整備や高校までを見通した教育課程や指導方法、評価方法などの研究を進め、これまでの聞く、話す力の育成に加えて、読む、書くという力を育成することとしております。しかしながら、このような技能面における力の育成とともに、英語の授業が楽しいと思い、主体的に学ぼうとする児童・生徒を育て、グローバル化に対応できるコミュニケーション能力の育成が重要であると認識はしております。学習を進める上において、興味、関心、意欲を持たせることは大切な一面でありまして、発達段階に応じて知的好奇心がくすぐられる内容は、英語の力がついてきたと感じられる指導も必要だと思っております。小学校における英語の教科化を進める実践研究の中において、毎年の意識調査結果を踏まえながら、英語嫌いを出さない指導方法、指導内容の工夫とともに、次の指導に生かすためにも適切な評価ができるよう実践、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 一般質問の途中ではございますが、暫時休憩します。

午後 2 時 4 4 分 休憩

午後 2 時 4 6 分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

樫原伸君。

○4 番（樫原 伸君） ちょっとやっぱりやりづらいですねえ。改めてまとめさせていただきます。

教育委員会制度は、こう変わるというような説明を受けましたが、これも人がつくったものですので、完璧ではないように思います。今の説明では、新しい教育長は教育委員会を総理する、そして教育行政の責任者であると、これが明確になったと言われておりましたけども、第一義的な責任者であって、教育委員会の長としての責任は負えるが、決定に関しての責任はやはり合議体の委員会であるというわけですから、責任の所在というのはまだ不明瞭でないかなと思います。そして、何か問題があった場合、いじめによる事故など、そういった問題の場合、責任は市長が負うのか、任命責任が明確化されたというだけで、責任はどちらが負うのか、不明瞭だと思います。そうはいいまして、阿波市では今の教育長の任期の満了が 29 年ですか、ですので、時間もありますので、議会もしっかりとその点、検証していきたいと思っております。

それで、教育の各論のところの数学ギャップの解消ということなんですけども、今、答弁のように、教育長からすれば樫原、何を質問するんだと、もうわかりやすい授業をやってきたと答弁ありましたけども、これはもう誤解のないように、自分の数学嫌いというのが自分の体験から質問させていただきまして、この平成 18 年に 60 年ぶりに教育基本法が改正されました。これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明確化されました。この学習指導要領については、今回の改訂によって各学校の創意工夫を生かした特色ある授業実施を求めるとありますので、この学力向上のための小・中の連携がうまくいけば、確かな学力を育むに当たっての重視すべき点が明確に打ち出せるのではないかなということと提案させていただきましたので、江澤議員もおっしゃってました、阿波市らしい教育の実現を目指していただきたいと思います。

そして、英語教育改革については、これまでの阿波市の取り組みが評価されて、新たな英語教育のあり方を研究開発する英語教育強化地域拠点事業なるものを県下で初めて立ち上げているとのことですので、適切な学習評価ができるよう、実践研究に努めていただきたいと思っております。ただ、私は何度も言いますけども、小学校では英語を楽しいものと捉え

ることが重要と考えております。今回の英語教育改革、どうも国や文部科学省はこの2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、日本人の英語をしゃべれる、英語を話せる日本人を育成し、またグローバル化への対応と、何か焦ったような気がいたします。阿波市では、小学校英語教育ではトップレベルでございます。誇りを持って実践研究の中で、研究成果に、そういったことに焦ることなく、教科化に対応する教科書の選定、高度な指導者の育成確保に全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

そして最後になります。3点目が阿波市の農業振興施策についてお聞きします。

1点目が飼料用米の取り組みです。

国は、今後10年間の農政の方向を示す食料・農業・農村基本計画の中で、農業の持続的な発展に関する施策の一つ、飼料用米の生産拡大を掲げています。10年という中・長期的な展望の中で、主食用米の自給安定の鍵を握る飼料用米の増産を明確に打ち出したことは、生産者、また農業団体にとって安心して再生産に取り組めるものと思います。この2015年産、本年産ですけれども、生産数量目標の配分が進んでおりますが、主食用米の自給環境を改善し、米価を適正な水準に戻すためにも、生産調整の着実な実施が必要となっております。その重要施策として、飼料用米の導入を検討すべきと考えます。

この飼料用米の内容なんですけれども、栽培に、生産に取り組んだ場合、その収量に応じて金額が支払われるというもので、ここで大ざっぱに言わせてもらいますと、10アール当たりの収量が344キロでしたら5万5,000円、344キロですから11体ちょっとですかね。それから、阿波市の平均収量の494キロなら8万円、仮に644キロなら10万5,000円というもので、このように、取れ高から収入額が計算できる魅力があります。さらに、取り組みによっては、耕畜連携助成で1万3,000円、多収性専用品種への取り組みで1万2,000円、二毛作助成で1万5,000円、産地交付金で5,000円、いずれも10アール当たりの加算でありますけれども、このように1年目は様子見の多かった農家や産地で増産の機運が高まっております。本県では、多収性専用品種の導入を生かすために、県知事特認品種としてあきだわら、あきだわらというらしんですけども、このあきだわらを指定していますが、この種子は十分に確保できているのか。また、この品種は主食としては流通できませんので、異品種の混入、コンタミですけれども、コンタミ防止への取り組みについてお聞きをします。

そして2点目は、徳島県の2015年度当初予算では、特色ある米づくりを支援する中で、飼料用米専用の備蓄倉庫への助成や酒米の産地づくりをうたっております。1,82

0万円が計上されております。このように、主食用米に比べて高値で取引されている酒米の普及を模索するものと考えられますが、ご承知のとおり、酒米は栽培が非常に難しく、ここ阿波市でも、部長もおいでますけども、生産農家の並々ならぬ努力で阿波山田錦がブランド化されて、全国の酒造組合から高い評価を受けております。この山田錦にかわる品種の産地化を目指すものらしいんですけども、阿波山田錦の生産部会を持つ阿波市は、他市に先駆けて手を挙げるべきと考えますけども、所見をお聞きします。

そして、3点目です。新規就農者への支援についてですが、農業の担い手の現状は非常に厳しいと言わざるを得ません。基幹的農業従事者の減少は著しく、阿波市では平成2年、基幹従事者1万2,205人でしたけども、平成22年には7,744人と、37%も落ち込んでおります。また、30歳未満の従事者はわずか7%と、非常に心もとない状況であります。さらに、新規就農者の不足も問題となっており、県内では25年の時点で105人ぐらいで推移をしております。そのうち阿波市では9人だそうです。そして、せっかく独立して営農を開始した新規就農者の何割かは、離農している実態があります。理由は、収益性が低く、借入金の返済など厳しい経営状況が背景にあるようです。阿波市農業の喫緊の課題は、担い手対策と思います。ただ、この担い手の定義には、3つあります。認定農業者、集落営農、法人経営。私は、ここで5年の農業経営改善計画書提出が義務づけられている効率的かつ安定的な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む農業経営者、この個人の担い手についてお聞きをします。

私の近所の農家の長男、一人は26歳、もう一人は27歳、いずれも昨年会社を退職して今年度から営農を開始しようとしております。二人とも国の担い手対策事業であります青年農業者事業を受けるために、阿波市新規認定農業者として登録を済ませています。

そこで、お聞きをいたします。

このように、阿波市では農業の担い手確保対策について、阿波市農業振興計画書には、新規就農者の育成と確保、認定農業者の育成が大きく掲げられております。さきに紹介しました私の地元の農業後継者、この二人が最も不安を抱いている部分、収入確保、営農開始に係る初期投資の負担軽減、優良農地の確保、営農開始までの運転資金の確保、営農相談体制の構築に対してどのような支援、対策を考えているのか、お聞きします。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 榎原議員の一般質問の大きな3点目、阿波市の農業振興についてのご質問にお答えをいたします。

1点目には飼料用米への取り組み、また2点目は酒造米の推進、そして3点目は新規就農の支援ということでございますが、あわせてご答弁させていただきたいと思っております。

まず1点目の飼料用米への取り組みでございますが、政府は約半世紀にわたり変遷を繰り返しながら行ってきた米の生産調整、いわゆる減反政策を見直し、平成25年度からは現行の経営所得安定採択事業に取り組んでおります。平成25年11月には、26年度以降の政策を打ち出しまして、生産数量目標を営農に取り入れた農業者を対象にした米の直接支払交付金、10アール当たり1万5,000円の定額補助金を平成26年度には7,500円へと減額し、平成30年度から廃止するという決定をいたしました。また、27年度からは、法改正によりまして、ゲタ対策と言われております畑作物の直接支払交付金、またナラシ対策と言われております米、畑作物の収入減少影響緩和措置につきまして、認定農業者、集落営農、これに認定新規就農者を加え、また規模要件を課さないこととして担い手等が参加しやすい制度といたしております。

新たな政策では、水田で米を生産する農業者に対して、水田活用直接支払交付金により水田のフル活用と食料自給率の向上を図りつつ、耕畜連携や家畜の餌となる飼料用米などへの転換を促すのが柱となっています。そのような中、徳島県では、水田フル活用と農家手取りの改善を図るため、飼料用米の多収性専用品種でありますあきだわらを知事の特認品種として指定し、その振興に努めようとしております。

ご質問のこの種子の確保につきましてですけれども、JAに問い合わせいたしましたところ、取り扱いが行っておりまして、JAに出荷する場合は4月末までに委託契約を結ばなければなりません。現段階におきましては、全農にはその種子は十分残っているという回答でございました。

次に、コンタミと呼ばれております異品種との混入の防止でございますが、主食用米に異品種の混入が発生いたしますと、その出荷者はもちろんのこと、産地としての信頼を失うおそれがございます。多収性専用品種に取り組む場合は、播種や田植え時期を明確にずらしたり、収穫乾燥時の機械の十分な清掃など、各農家が混入防止に十分注意する必要があります。今後、飼料用米などの栽培農家は増加するものと思われ。本市では、品種混入の防止を周知するための啓発にも努め、またこれに取り組もうとする農業者団体、農業法人の組織、あるいは集落営農組織などに対して、国や県の補助制度を活用しながら、市としても支援をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の酒造米の推進についてでございます。

ご質問にもございましたとおり、徳島県が発表いたしました平成27年度当初骨格予算には、新規事業である特色ある米づくりによる水田農業の活性化施策といたしまして、徳島の地酒を育む新たな酒米産地育成事業の予算、これが210万円盛り込まれております。この事業は、地域内での新たな農商工連携を構築し、農業者の所得向上や加工業者等の収益向上を図るため、酒造好適米山田錦にかわる品種の大規模展示圃の設置や栽培及び醸造に関する適応性試験などを実施し、ニーズに応えられる酒米産地を育成しようとするものでございます。

酒米に関して、先進地である阿波市として他町村に先駆けて手を挙げるべきとのご質問いただきましたが、本市では米価の下落が続く中、農業者が今後も意欲を持って農業経営が継続できるような対策として、酒米産地の育成を推進することは、大変有効な手段の一つであると考えます。確かに、議員ご指摘のとおり、阿波市にはJA阿波町が長年かけて大切に築き上げ、平成21年には商標を取得したブランド阿波山田錦がございまして。現在では182戸の農家が132ヘクタールの農地で栽培をしており、原則全量が酒造メーカーへと出荷されておる現状でございます。しかし、倒伏しやすく、収量が安定しないこと、肥料、農薬、また成分の含有量にも細心の注意が必要なことなど、栽培が難しいこととございまして、生産農家数はピーク時より減少しているようでございまして、この確立したブランドは今後も守るべきであるというふうと考えております。

県が打ち出しました施策といたしましては、本市のJA阿波の阿波山田錦、あるいは一般的な酒米である山田錦でもなく、これ以外の品種を調査研究する事業でございまして。他の市町村において実施されるであろうこの事業成果に大いに期待し、水田の活用、農家所得の向上、耕作放棄地の解消、また稲作機械の有効利用等にもつながることであれば、本市としても県、JAなどととも農家への周知を図っていきたいと考えております。

3点目の新規就農の支援についてでございます。

阿波市農業振興計画では、本市が取り組むべき施策の展開といたしまして、次の5つの基本方針を掲げ、それぞれに展開を図ることとしております。

1点目が地域特性をいたした農畜産物の生産、2つ目が農用地の保全、3つ目が農畜産業生産基盤の整備、そして4つ目が多様な担い手の育成、5つ目には交流と協働の促進でございます。この方針の一つ、多様な担い手の育成では、新規就農者の育成と確保を掲げ、新規学卒者やUターン就農者、新規参入者等について、関係機関、団体との連携のもと、経営を安定させ、地域の担い手となる農業経営者として自立できるよう支援を行って



いきたいと考えております。本市で農業を始めようとする意欲のある新規就農者、あるいは既に農業を開始された方など、全ての方に共通して言えることは、経営を安定させるためには、農業経営規模の拡大や集積、作業の集約化等によるコスト削減が欠かせないと考えます。平成26年度より日本再興戦略の一環としてスタートとした農地中間管理事業を利用した農地集積を行うとともに、青年就農給付金による年間150万円の給付、あるいは設備投資に必要な無利子資金制度などを活用いただき、明日の本市を担う農業者として活用してほしいと思います。

なお、給付金事業に係る新規就農者との面談の際には、さまざまなこととお話しさせていただいておりますが、特に次の項目についてお伝えし、お話をするように努めております。

まず1点目といたしましては営農開始に当たりどのような営農計画を立てているのか、2つ目には栽培される作目、飼育される家畜など、近所や知り合いに相談に乗ってくれる方がいるのか、3つ目には地元の農協との連携がとれるのか、4つ目には計画段階でまず県の農業支援センターに相談をしていただきたいこと、5つ目には地元の農業後継者クラブ等の紹介をするなどとなっております。これからご本人が自立して営農していく上で一人で悩まず、いろいろな方のご意見、あるいは失敗談やそういった意見を聞き入れ、常に改善に努めることもみずからの安定した経営につながっていくものと考えております。また、栽培技術面では、県の農業支援センターが担当普及員を定め、定期的に巡回指導を行い、技術面での疑問等があれば品目の担当とも連携し、課題解決に努めております。さらに、養液栽培など高度な技術を要する場合には、必要に応じまして指導農業士の方にもご指導いただいているという実例もございます。市では、今後も新規就農者など営農に不安を抱えている方にとりまして、心強い支援が行われるよう、また農産物のブランド化による販路拡大や生産量の増大を目指し、阿波市産野菜の食文化を創造する阿波ベジプロジェクトや野菜ソムリエなどとも連携が図れるような仕組みづくりなど、さまざまな情報提供に努め、新規就農者との育成と確保を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 檜原伸君。

○4番（檜原 伸君） ただいま答弁いただきまして、この飼料用米につきましては、餌米の種子は確保できているとお聞きしまして、安心をいたしました。そして、コンタミ防止に関してなんですけども、私はもうライスセンターやそういったハードな面の改善、そ

ういったことを期待していたんですけども、啓発パンフレットを配布すると、これがコンタミ防止策の全てのような気がいたしております、非常に残念なんですけども。部長、ぜひ今回飼料用米の作付を希望しても、いわゆる受け入れ側、ライスセンターやカントリーの、そういうJAや集荷承認倉庫の受け入れ側が、コンタミや異品種の混入が起こるからということで、断られている。だから、生産できない、断念しているという農家がいることも理解していただきたいと思います。

この飼料用米なんですけども、今年度全農の目標は60万トンで、将来は100万トン以上が見込まれますので、収量アップによる経営安定をうたい、担い手の経営安定に向けて転作作物として、そして阿波市で今問題となっております耕作放棄地のこの解消に向けても、収量により収入額が計算できるわけですから、阿波市の農業委員会、またJA、農業法人などと連携をとって、ぜひこの飼料用米での耕作放棄地解消を検討していただきたいと思います。

そして、酒造米なんですけども、日本酒の消費そのものは減り続けているようですが、純米酒、いわゆる高級品志向のブームによりまして、何回も出ておりますその山田錦なり、五百万石といった酒米の酒造好適米は増産されているようです。価格変動が少ない酒造好適米は、生産数量の目標枠外で作付できるという制度変更になっておりますので、阿波市でもぜひ需要に向けて対応してもらいたいと思います。

そして、最後の新規就農者への支援です。

これは私が今回最も力を入れて質問をしております。1から始める新規就農者の立場に立って、この最も不安な部分、先ほど言いました収入確保や優良農地の確保といった具体的な5項目を質問いたしました。答弁にありました農地中間管理事業を利用して、これは市長も言われたように、農地バンク、今貸し手側に問題があって余り機能もしておりません。そして、設備投資への支援といっても、無利子、この部分です。いわゆる利子補給だけであります。そして、青年就農給付金150万円は、新規に始める人から見れば生活給でほとんど消えると思うんです。営農開始に係る初期投資や営農開始までの運転資金に充当できるでしょうか。

そして、この青年就農給付金、親が農業をやっている、そういった長男さんがこれを希望した場合、親元就農と言いますけども、この場合には制限が余りにも多過ぎます。そういった意味で、今答弁いただきました阿波市の支援策、この支援策で私がさきに申しました26歳、27歳の新規就農者、この二人が阿波市で営農開始を考えている、この若者

が、不安も感じずに力強く誇りを持って農業にチャレンジできるか、どう思いますか、部長、もう一度お答えください。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 檜原議員の再問にお答えをさせていただきます。

ご質問は、新規就農者に関してのことでございますけれども、全ての職種におきまして、ご本人のやる気と努力、チャンスを無駄にしない行動力、そして人との関係が大事だというふうに考えます。これから営農を始めようとする方には、それぞれの課題には適切な方策等も打ち出されておりますので、さきにも述べましたように、さまざま情報を耳にいただきながら、目的、目標を持ってスタートとしていただければというふうに思います。それがあってこそ国や県、市などの公的支援が生きてまいります。

例えば、新規就農給付金制度につきましては、経営が安定するまでの支援措置でございます。将来の生活を保障するものではございませんので、これを何に、どのように使うかによりまして、その有効性と価値は異なってこようかと思えます。強い意志を持って就農された上は、ぜひとも本市農業の中心的な役割を果たす農家に育てていただきたいと、ご期待を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 檜原伸君。

○4番（檜原 伸君） ただいま部長からその二人、やる気、行動力、これが問われるんだと。それで、おっしゃるとおりなんですけども、二人をよく知っている私から言いますと、会社を退職しているわけです。やる気はもちろんあります。そして、26歳、27歳、若いですから行動力もあります。ぜひ先ほどの5項目以外に阿波市らしい、阿波市単独の、この若者が農業に夢を持って農業に希望の花咲かせるような、そんな施策を打ち出してほしいと思えます。

この担い手の確保がいかに大切であるかは、皆さんもご承知のとおりであります。農業立市阿波市とか、阿波市の基幹産業は農業と、これよく皆さん使われるフレーズです。その阿波市を支える農業は、基幹農業従事者の減少と高齢化、新規就農者不足という三重苦にあえいでおります。一方で、阿波市は企業誘致には固定資産税の免除、また地元雇用に対して40万円の補填と、このようにあの手、この手で花嫁募集をしております。他産業並みに農業所得を確保して新規就農希望者の増加を図り、さきの若者が阿波市の農業戦士として営農を定着してくれる施策を心から望んでおります。

国は、人の命を育む食料よりも金ありきの企業優先へと走り、1次産業をおろそかにし

てきました。水田の持つ多面的機能、これが失われつつあり、そのツケは自然災害に弱い国土となって、人と人のきずな、また伝統や文化を崩壊させてしまいました。ここ阿波市では、ぜひ行政理念にうたわれている安らぎ空間・阿波市、自然が豊かでおもてなしといった心の文化や、たらいうどんにあらわれております食の文化が感じられる阿波市、誇りを持って次世代に引き継ぐためにも、この農業に最大の行政努力をお願いしまして、質問を終わります。

○議長（木村松雄君） これで4番榎原伸君の一般質問が終了しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日12日午前10時から本会議であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時20分 散会